和木町一般廃棄物処理基本計画書

令和６年３月

山口県和木町

目　　次

第１章　計画策定の趣旨
１．計画策定のねらい----------1-1
２．一般廃棄物処理基本計画の位置づけ----------1-2
３．計画の期間----------1-3
４．計画対象廃棄物----------1-4

第２章　和木町の都市特性
１．和木町の位置と歴史----------2-1
２．和木町の主要指標----------2-2

第３章　ごみ処理基本計画
１．ごみ処理の現状と課題----------3-1
２．ごみ処理の目標----------3-12
３．数値目標----------3-13
４．計画の体系----------3-20
５．ごみの発生・排出抑制の推進（排出抑制計画）----------3-21
６．リサイクルの推進（再生利用計画）----------3-23
７．適正処理の推進（ごみ処理計画）----------3-24

第４章　生活排水処理基本計画
１．生活排水処理の現状と課題----------4-1
２．生活排水処理の目標----------4-5
３．生活排水処理計画----------4-7
４．し尿・浄化槽汚泥の処理計画----------4-9
５．その他の計画----------4-10

第５章　計画の進行管理
１．計画の進行管理----------5-1
２．進行管理指標----------5-1

第１章　計画策定の趣旨

１．計画策定のねらい

和木町（以下、「本町」という。）は、「緑の風薫る文化のまち和木町」を将来像として掲げ、安全で快適なまちづくりを目指し、環境衛生対策の推進を図っています。快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄による社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していくことが必要です。そのためには、SDGs（持続可能な開発目標）のうち、ごみの発生量を大きく減らす目標を掲げている「SDGs12（つくる責任、つかう責任)」を推進し、住民や事業者、行政がそれぞれの立場で役割を認識し、履行していくことが重要です。

こうした中、本町は町民の協力のもと、近隣自治体の中ではいち早くごみの分別収集に取り組んで資源化等を進め、埋立ごみの削減を図るなど、適正処理に努めてきました。その結果、平成６年に県内初の「クリーンリサイクルタウン」に選定されました。また、焼却ごみの処理については、コスト削減のため、広域で連携し、令和元年度より、岩国市が整備したサンライズクリーンセンターで共同処理を行っています。

平成２６年３月に１０年間の計画として策定された前回計画では、町民・事業者・行政が協働して循環型社会の形成に向けて取り組んできましたが、令和４年度実績において、最終処分量こそ目標を達成しているものの、１人当たりのごみ総排出量、リサイクル率ともに目標の達成には至りませんでした。

また、令和４年４月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第６０号）（以下「プラスチック資源循環法」という。」が施行され、より一層資源循環に向けた取組を充実させていくことが求められています。

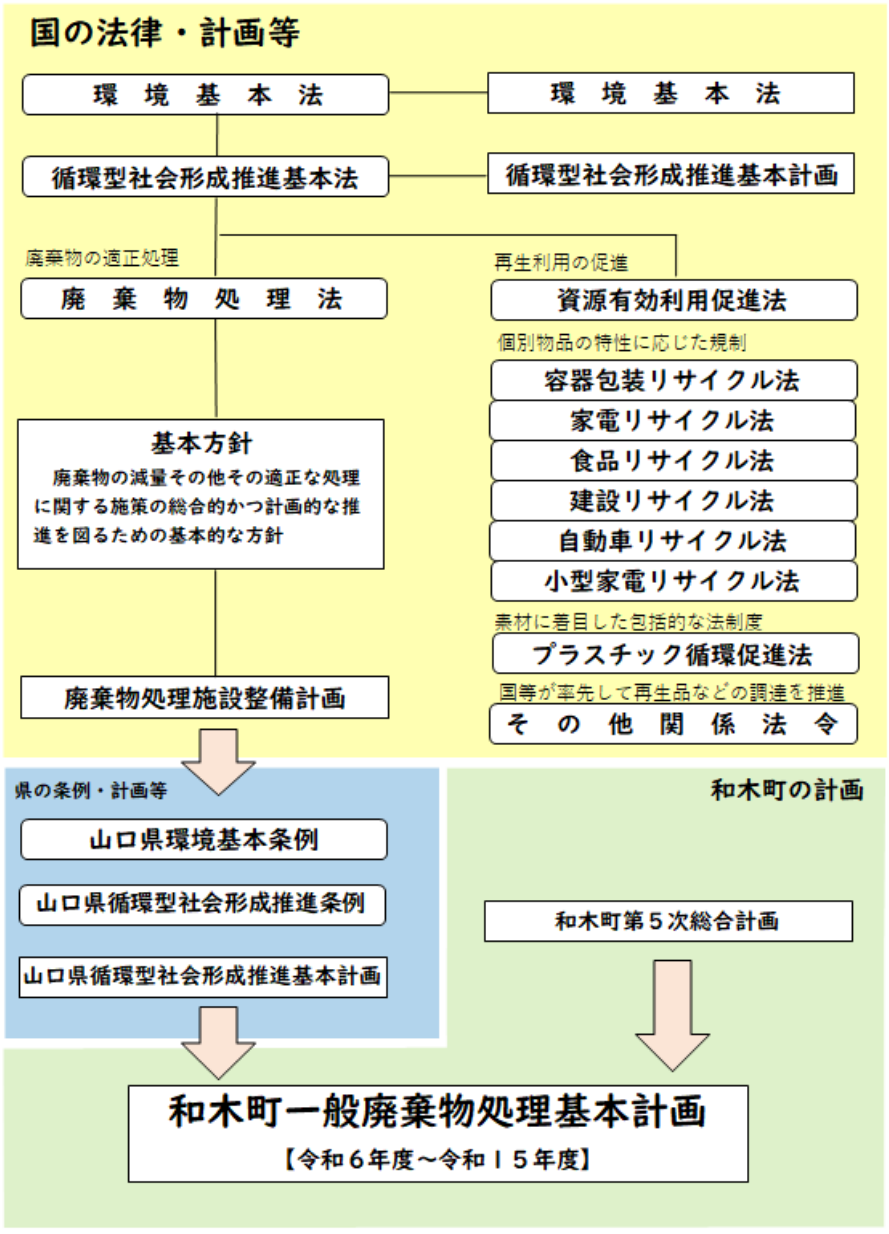
この計画は、こうした点を踏まえ、新たに持続可能な循環型社会を形成していくための目標値を定め、これを達成するために住民・事業者の具体的な取組、さらに行政の施策を示したものです。

２．一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和５４年法律第１３７号）（以下「廃棄物処理法」という。）第６条に基づき策定したものです。

本計画は、図表１－１に示すように、国の法律・計画等並びに山口県の「山口県循環型社会形成推進基本計画　第４次計画」と整合したものです。

◇図表１－１　本計画の位置づけ

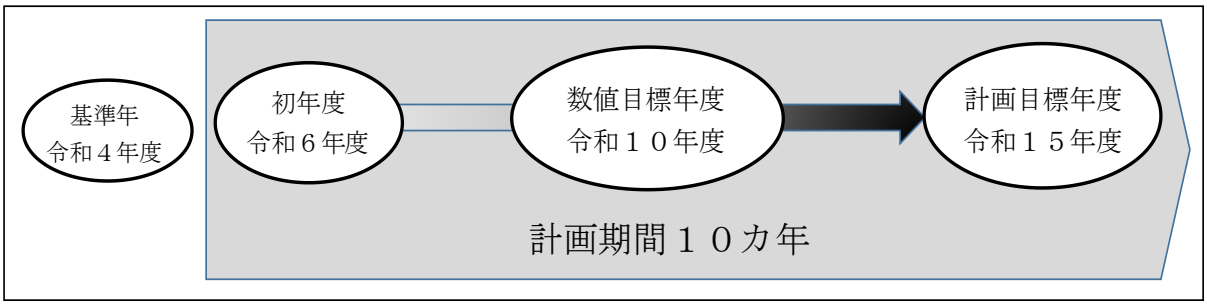

国の法律・計画等
環　境　基　本　法
環　境　基　本　法
循環型社会形成推進基本法
循環型社会形成推進基本計画
廃棄物の適正処理
再生利用の促進
廃　棄　物　処　理　法
資源有効利用促進法
個別物品の特性に応じた規制
容器包装リサイクル法
家電リサイクル法
食品リサイクル法
建設リサイクル法
自動車リサイクル法
小型家電リサイクル法
基本方針
廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
素材に着目した包括的な法制度
プラスチック循環促進法
廃棄物処理施設整備計画
国等が率先して再生品などの調達を推進
そ　の　他　関　係　法　令
県の条例・計画等
和木町の計画
山口県環境基本条例
山口県循環型社会形成推進条例
和木町第５次総合計画
山口県循環型社会形成推進基本計画
和木町一般廃棄物処理基本計画
【令和６年度～令和１５年度】

３．計画の期間

本計画は、令和６年度を初年度とし、令和１５年度を計画目標とする１０カ年計画とし、令和１０年度をごみ排出抑制目標等の数値目標年度とします。

なお、本計画は概ね５年毎に改訂します。

◇図表１－２　計画の期間



※計画の期間等

計画の期間

・一般廃棄物処理基本計画の計画期間は、「ごみ処理基本計画策定指針」（環境省）によると１０～１５年とされている。

計画目標年度

・計画目標年度は、計画の期間を１０年間とし令和１５年度とする。

基準年度

・基準年度は、ごみ排出抑制目標値を設定するための現状を示すもので、本計画では、最新年の令和４年度とする。

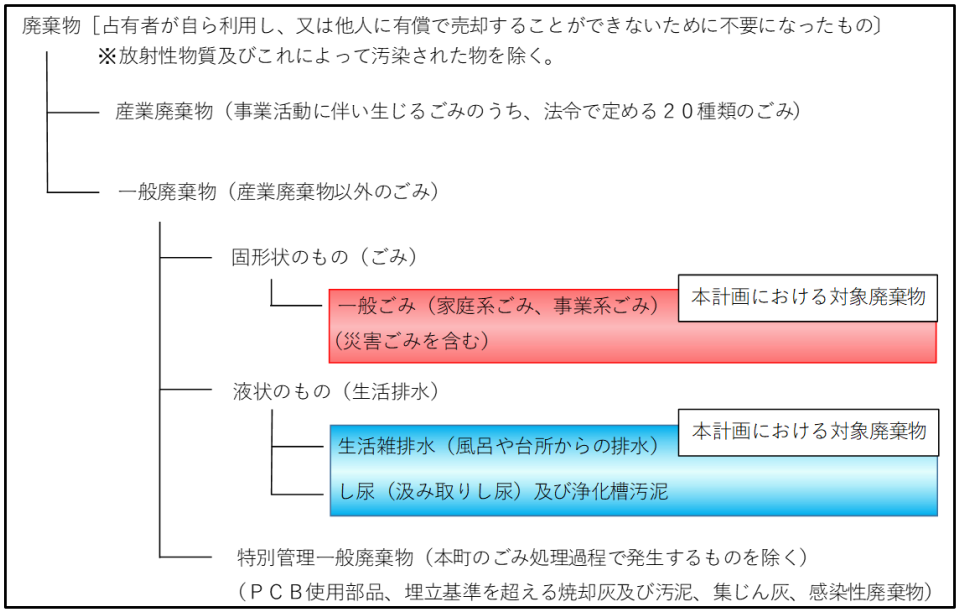
数値目標年度

・本計画では、ごみ排出抑制目標等の数値目標を定めることから、その数値目標年度は、本計画の中間年となる令和１０年度とする。

４．計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表１－３のとおり一般廃棄物のうち、固形状のもの（以下「ごみ」という。）及び液状のもの（以下「生活排水」という。）とします。なお、行政において処理・処分が困難であるものは処理対象外とし、これらの扱いは図表１－４のとおりとします。

◇図表１－３　計画対象廃棄物



◇図表１－４　本計画の処理対象外とするごみとその扱い

区分	取扱
ＰＣＢ使用部品	本町では取り扱わない。製造業者等の引き取りとする。
集じん灰	本町では取り扱わない。専門業者の引き取りとする。 （本町所管のごみを処理する過程で発生するものを除く）
感染性廃棄物	本町では取り扱わない。専門業者の引き取りとする。
家電リサイクル法対象品目	ブラウン管式テレビ、・薄型テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンについては、販売店での引き渡し、指定場所への持込とする。
パソコン	製造者等の引き取りとする。 小型家電ボックスに投入可能なものは回収する。 令和5年１０月１日に連携協定を締結した株式会社リネットジャパンリサイクルによる宅配回収を利用する。
その他本町で指定する処理困難物	以下のごみは、本町では取り扱わない。販売店に引き取ってもらうか、専門の処理業者へ処理を依頼することとする。 ・ガスボンベ、油類・シンナー、塗料、農薬、火薬などの危険物 ・バイク、農業機器、自動販売機、営業用看板などの大型機材 ・建築廃材、瓦、ブロック、石材、解体廃材、石・土・砂などの家屋の改築、構造物の解体によって生じた不要物。 ・タイヤ、バッテリー、ビニールシート、農業用シート　など

第２章　和木町の都市特性

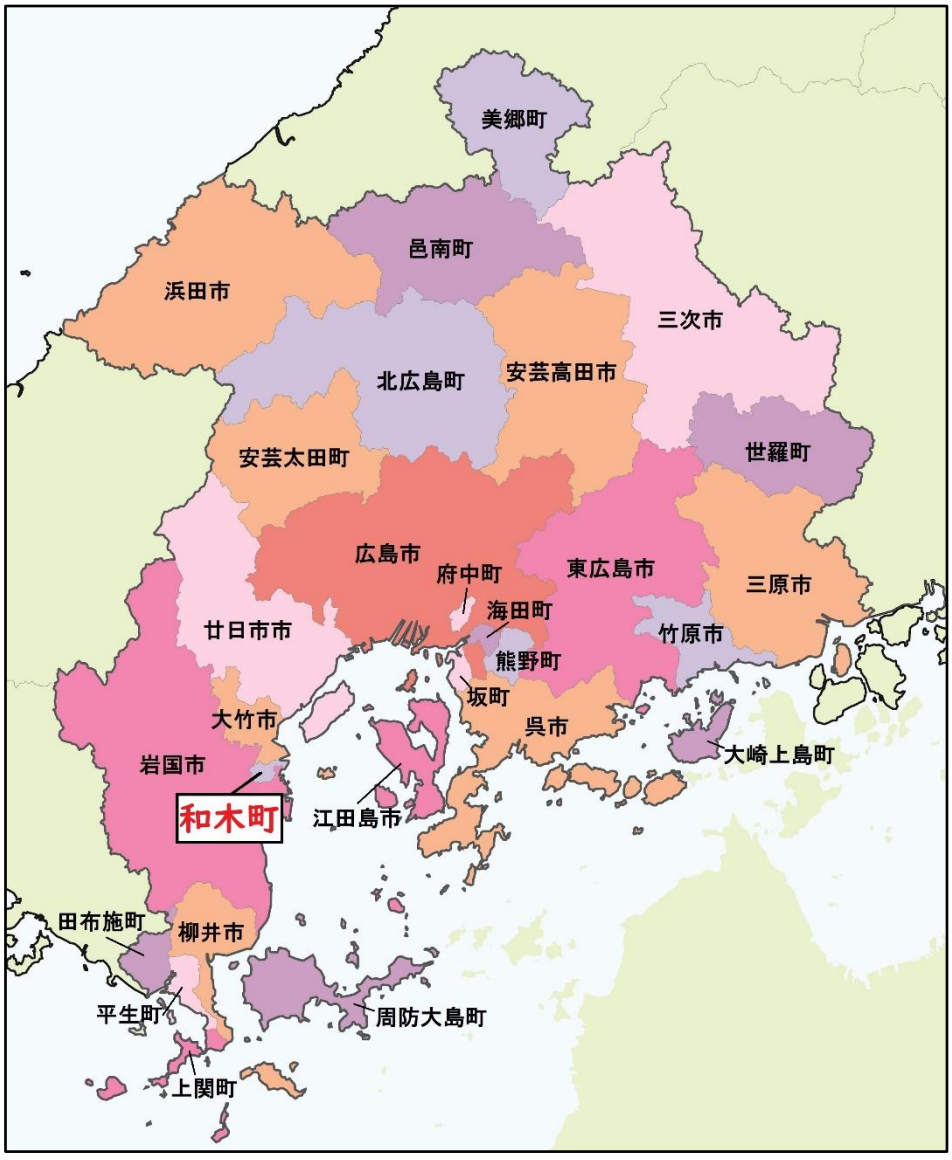
Ⅰ．和木町の位置と歴史

本町は、山口県の最東端に位置し、北は小瀬川を挟んで広島県大竹市と、西と南は岩国市と接し、東は瀬戸内海に面しています。現在（令和５年１０月１日）の面積は１０．５８ｋ㎡です。

本町の地勢は、南側に緑豊かな山々を擁し、北側を小瀬川に接した低い地域で東西に開け、小瀬川河口部の堆積地の上にできた町です。

また、本町は江戸時代には岩国藩の配下にあり、明治の廃藩置県の際に小瀬・和木・関ヶ浜・瀬田村を統治して小瀬川村となり、明治３２年に小瀬村と分離して和木村が誕生、昭和４８年に現在の和木町となりました。

◇図表２－１　本町の位置（広島広域都市圏）

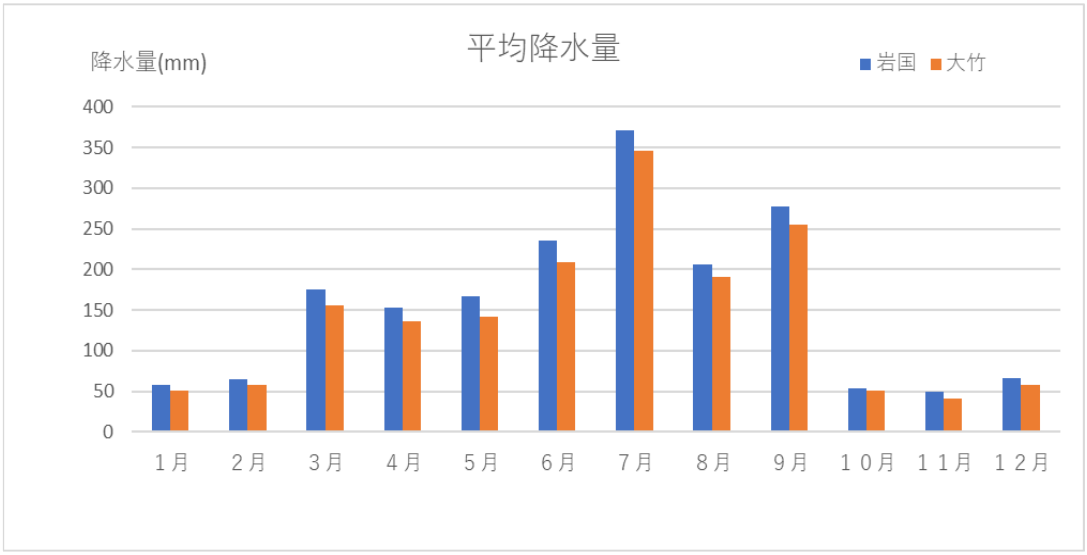


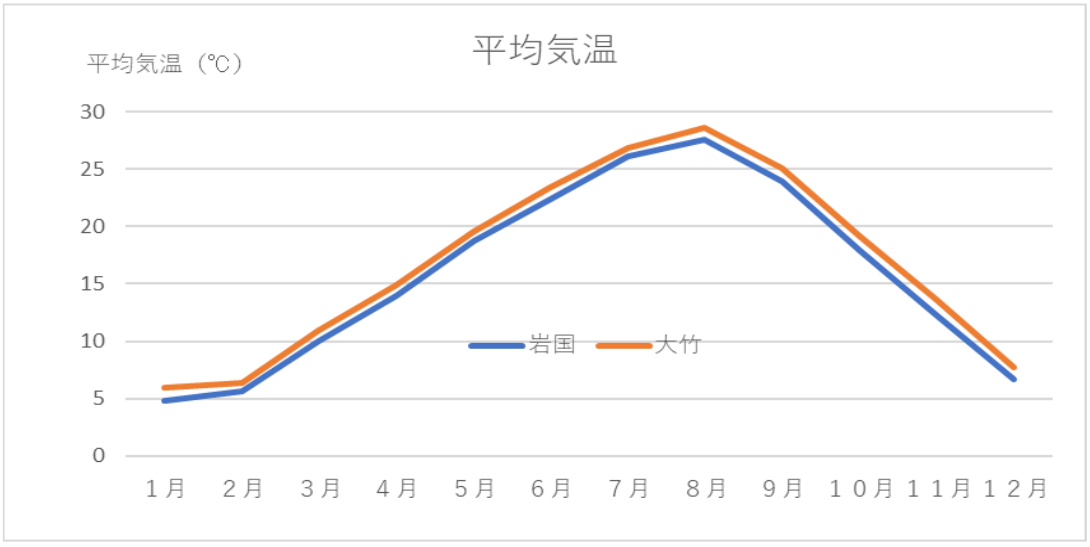
２．和木町の主要指標

Ⅰ　気候

本町は、瀬戸内気候であり、季節風が四国山地や中国山地に遮られるため、年間を通して温度差の少ない地域です。

◇図表２－２　本町周辺に位置する気象観測所の平均降水量･平均気温（2018 年～2022 年）





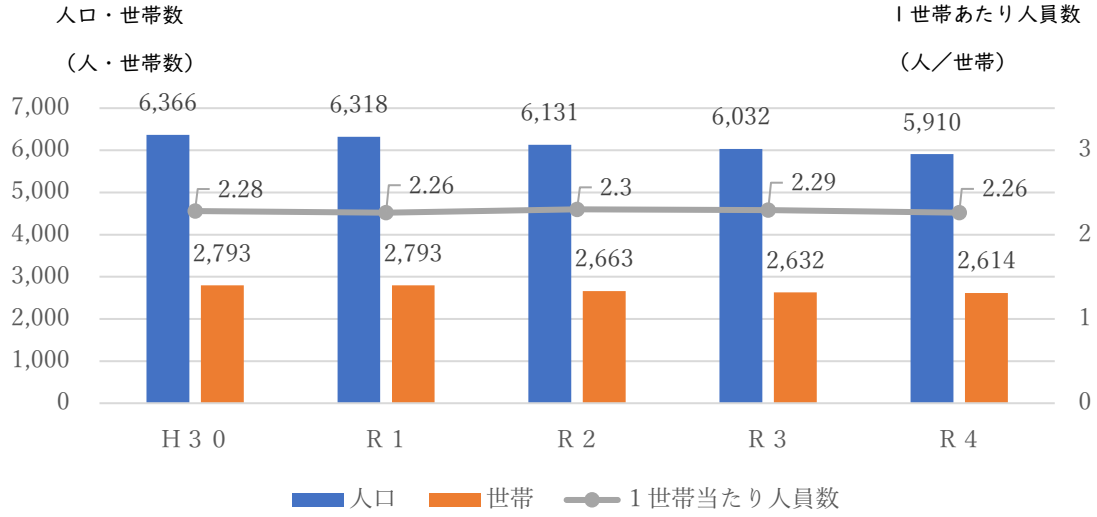
資料：気象庁「気象統計情報」

2　人口及び世帯

本町の人口及び世帯数を過去５ヶ年のデータで見ると、人口、世帯数ともに減少傾向にあり、１世帯当たり人員数は横ばいとなっています。

年齢階層別人口割合（令和２年）は、15～64 歳の割合が 56%と最も高く、山口県全体の割合と比較して、64 歳以下の割合が高くなっています。

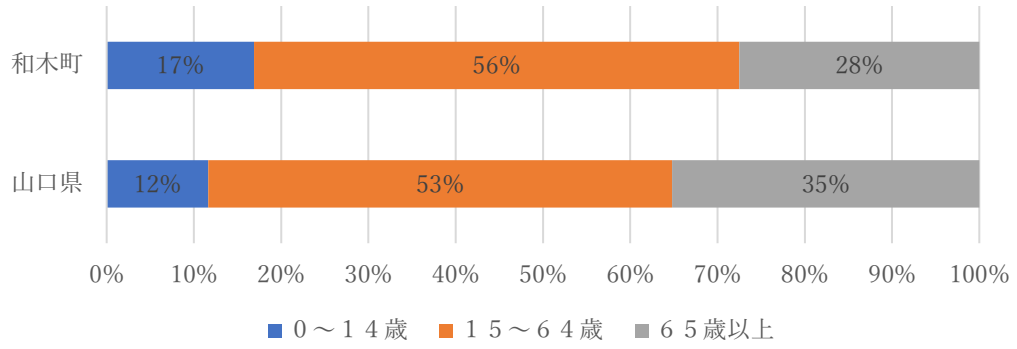
◇図表２－３　人口及び世帯数の推移



注）各年 10 月１日（外国人除く）

（資料：和木町「住民基本台帳」）

◇図表２－４　年齢別人口構成割合（令和２年）



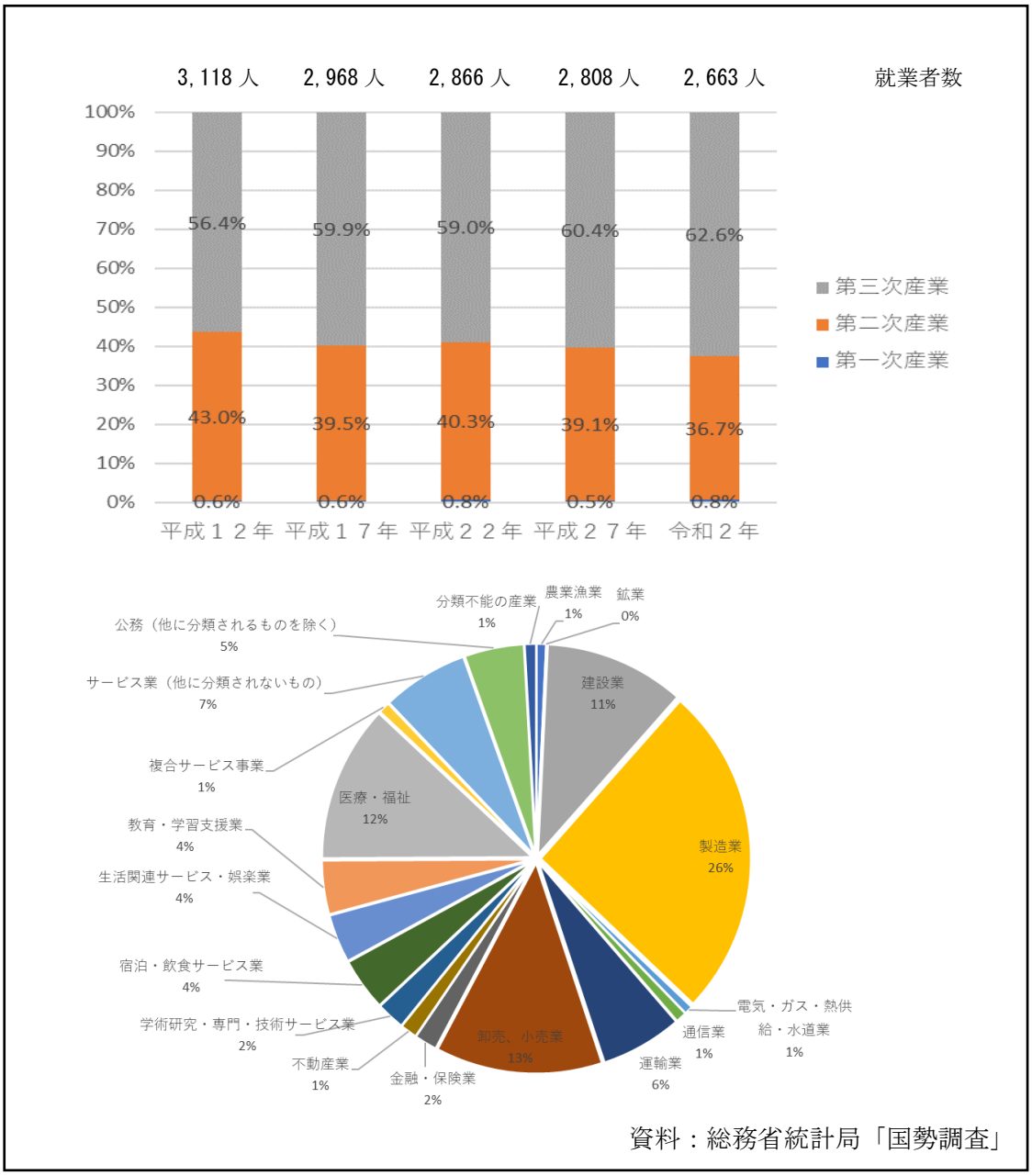
（資料：総務省統計局「国勢調査」）

3 産業

本町の産業は、石油精製、石油化学などの工業が中心となっています。人口の減少に伴い、就業者数も減少傾向にあります。

産業別就業者割合は、第三次産業が増加しており、平成２７年以降は６割を超えています。一方で、第二次産業は減少し、平成２７年以降は４割を切っています。

◇図表２－５　産業別就業者（15 歳以上）割合の推移と令和 4 年の内訳



資料：総務省統計局「国勢調査」

4　交通

本町の主要交通網は道路網と鉄道です。

幹線道路は、町内の東側沿岸部を広域交通網である国道２号が南北に貫いています。また、町内においては、国道２号から県道１３５号が町域の北部を東西に通過し、西部において県道１号線と連結して岩国市に通じています。

鉄道では、ＪＲ山陽本線が国道２号と並行しており、国道２号とともに通勤・通学に利用されています。

広域的にみると、町内中心部から車で国道２号線に出て１５分程度で東京・沖縄便のある岩国錦帯橋空港、同じく車で県道１号線に出て１５分程度で山陽新幹線の新岩国駅や、山陽自動車道岩国ＩＣがあり、ビジネス、観光両面において、遠方にもアクセスしやすい交通網が整備されています。

◇図表２－６　主要交通網

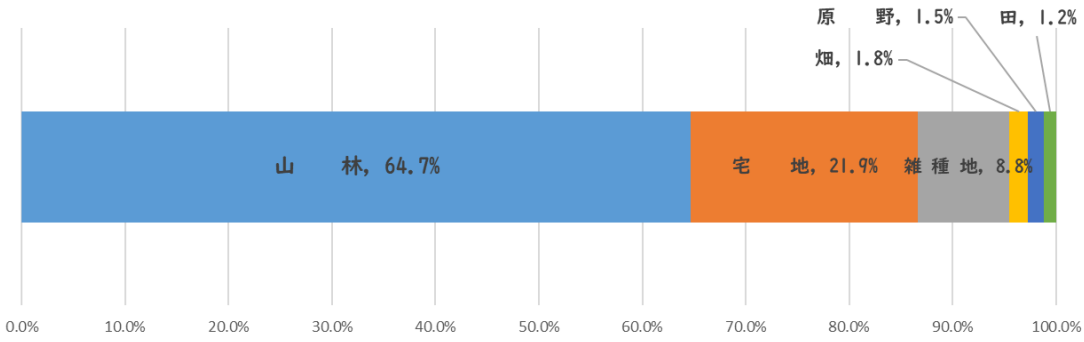


資料：地理院地図を和木町が加工して使用

5　土地利用状況

本町の土地利用について民有地面積の割合をみると、64.7%で山林が最も多く、次いで住宅地 21.9%、田、畑は合計で 3.0%とわずかです。

◇図表２－７　地目別民有地面積（令和４年度）



資料：山口県統計分析課「令和４年刊山口県統計年鑑」

6　観光

本町の観光資源である蜂ヶ峯総合公園は、昭和 62 年 4 月に供用開始された都市公園です。総面積は 26.3ha で、周囲を豊かな自然に囲まれており、大型ローラーすべり台、観覧車、ミニＳＬ、山口県最大級のふわふわドームなどの大型遊戯施設の他、テニスコートやキャンプ場等のアウトドア施設もあります。また、広大な敷地のバラ園は、訪れる人をバラの香りで魅了します。

さらに、令和 3 年 4 月には、新エリア「Bee+（ビープラス）」が誕生し、山口県東部の観光インフォメーションやカフェ、イタリアンレストラン、年間を通じて楽しめるイルミネーションが新たな魅力として加わりました。

◇図表2－8　観光客数の状況

		Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
和木町観光客数（人）		193,225	188,225	133,233	148,605	242,254
	蜂ヶ峯総合公園（人）	122,690	120,536	93,477	102,519	194,063

資料：山口県観光振興課「令和 4 年観光客動態調査結果」

7 総合計画

本町の第5次総合計画は、「緑の風薫る文化のまち和木町～あいさつと笑顔あふれるまち」を将来目標として掲げ、令和7年度までの計画期間として平成28年3月に策定しました。

ごみ処理に関しては循環型社会の形成を、生活排水処理に関しては下水道施設の計画的な更新等を主要施策として挙げています。

●計画名称：和木町第5次総合計画
●策定年月：平成28年3月
●計画期間：平成28年度～令和7年度
●目標人口：6,200人（令和7年度）
●ごみ処理に関わる主要施策
- 町と自治会、町民が協力し、ごみの分別の適正化と減量化対策を推進します。
- ごみの収集サービスの向上やコストの削減、適正処理体制の充実等を図るため、地域や関係機関との連携強化を推進し、ごみ処理体制の充実化を図ります。
- リサイクルに関する啓発やリサイクルを推進する活動を支援して体制整備を図り、循環型社会の形成を推進します。
- 施設の整備充実と広域連携として、和木町クリーンセンターと和木町一般廃棄物最終処分場の適正管理と設備の充実を図り、岩国地域で連携して、コストの削減と適正処理を推進します。

●生活排水処理に関わる主要施策と目標
- 効率的で持続可能な下水道事業を推進するため、新たな事業管理計画や維持修繕基準を策定し、社会資本整備総合交付金事業による事業実施を柱として改築・再生事業を推進します。

第３章　ごみ処理基本計画

Ⅰ．ごみ処理の現状と課題

Ⅰ　ごみの分別・収集運搬

（Ⅰ）現状

①ごみの分別

ごみ分別区分は、「焼却ごみ」、「食廃油」、「牛乳パック」、「プラマーク類」、「金属・不燃ごみ」、「ペットボトル」、「ガラス」、「新聞・雑誌」、「ダンボール」、「リサイクル衣類」の１１種で、「ガラス」を「リサイクルびん」、「陶器・ガラス類」、「蛍光灯類」、「電池・ライター・スプレー類」に細分化して１４種分別としています。

これらのうち、「食廃油」、「牛乳パック」は、コミュニティセンター等の拠点で回収しています。

また、「発泡トレー」は回収協力店による回収、アルミ缶は町内各所に設置した回収箱でボランティアにより回収されています。

②収集運搬

家庭から排出されるごみの収集運搬は、委託業者が行っています。

収集頻度は焼却ごみが週２回、プラマーク類が週１回である他は、月１～２回です。（リサイクル衣類のみ２月に１回となっています）排出容器は、焼却ごみ、プラマーク類、金属・不燃ごみ、リサイクル衣類が町の指定袋であり、その他は、ペットボトル、リサイクルびんが専用かご、陶器・ガラス類、蛍光灯類、電池・ライター・スプレー類が透明なポリ袋等です。また、排出場所は、自治会が指定するごみステーションとしています。

粗大ごみは申込制による戸別収集としており、牛乳パック、発泡トレー、アルミ缶、食廃油は拠点回収です。

家庭系ごみのごみ処理手数料は、町の指定袋（Ｌ30 円／枚、M15 円／枚、Ｓ10 円／枚）によりごみ処理経費の一部を含んだものとしています。

事業系ごみは、事業者自らが運搬するか、あるいは本町が許可する収集運搬許可業者に委託して、処理施設まで運搬することが必要です。

処理施設に直接搬入する場合の処理手数料は、焼却ごみ（サンライズクリーンセンター）が 15 円／ｋｇであり、粗大ごみ、金属不燃ごみ、ガラスの日のごみ（和木町クリーンセンター）は、車両の種類により 1 台当たり 1,000 円から 5,000 円（R6 改正）としています。

（２）課題

本町は、プラスチック、ペットボトル、びん、古紙などが資源として有効にリサイクルされています。

また、法改正や情勢により随時見直しを行い、平成 25 年度から小型家電の拠点回収、平成 31 年度からリサイクル衣類の分別回収、同じく平成 31 年度から高齢者等のごみ出し支援、令和 2 年度からコンタクトレンズの空ケースの拠点回収、令和 5 年度からはリネットジャパンリサイクル株式会社と連携協定を締結し、宅配便を活用した小型家電リサイクルなどの事業を開始しています。

ごみの排出抑制・資源化のためには、分別徹底により異物の混入を防ぎ、資源としての品質向上を図る必要があります。ごみの分別徹底に向けた意識啓発やごみ出し指導等、さらなる周知を図るとともに、町民サービスの維持・向上に努めていく必要があります。なお、プラスチック資源循環法に対応した収集・運搬方法の構築が今後の課題と言えます。

◇図表３－１　ごみの分別区分

区分		ごみの種類
①焼却ごみ		台所のごみ（調理くず、残飯）、紙容器、たばこの吸い殻、紙くず、布製品、木製品、中身の汚れたプラマーク類など
②プラマーク類		容器包装プラスチック（プラ マークの入った袋や容器類、錠剤シート、発泡スチロールなど
③金属・不燃ごみ		くつ、かばん、金属キャップ、空き缶類、袋に入るサイズの小型家電、アルミホイル、プラ マークのないプラスチック類など
④ペットボトル		PET マークが入った飲料、酒類、しょうゆ等のペットボトルなど
⑤粗大ごみ戸別収集		布団、じゅうたん、自転車、タンス、袋に入らない小型家電など
⑥ガラス	リサイクルびん	ジュース類、酒類、コーヒー、食品類の入っていたびんなど
	陶器・ガラス類	茶碗、植木鉢、ガラス製調理器具、家庭用ガラス水槽など
	蛍光灯類	蛍光管、蛍光管電球、LEDなど
	電池・ライター・スプレー類	電池類（乾電池、ボタン電池、充電式電池、モバイルバッテリー等）、ライター、スプレー缶、体温計等
⑦新聞・雑誌		新聞・雑誌を紙ひもで縛ったもの
⑧ダンボール		ダンボールを紙ひもでしばったもの（粘着テープ等は取除く）
⑨リサイクル衣類		洗濯済みのきれいな衣類（使用済みの下着はのぞく）
⑩牛乳パック		
⑪食廃油		不純物を取り除いて、入っていた容器に入れたもの
（発泡トレー）		（回収協力店の回収に協力する）
（アルミ缶）		（町内の回収拠点で回収する）

◇図表３－２　家庭ごみの収集頻度、排出方法（令和５年度）

区分		排出方法	排出場所	収集頻度
焼却ごみ		指定袋（記名制）	ステーション（自治会で指定）	週２回
プラマーク類		指定袋（記名制）	ステーション（自治会で指定）	週１回
金属・不燃ごみ		指定袋（記名制）	ステーション（自治会で指定）	月２回
ペットボトル		専用かご	ステーション（自治会で指定）	月２回
粗大ごみ		戸別収集（申込）	申込時に指定	月１回
ガラス	リサイクルびん	専用かご	ステーション（自治会で指定）	月２回
	陶器・ガラス類	中身の見えるポリ袋等	ステーション（自治会で指定）	
	蛍光灯類	中身の見えるポリ袋等	ステーション（自治会で指定）	
	電池・ライター・スプレー類	中身の見えるポリ袋等	ステーション（自治会で指定）	
新聞・雑誌		紙ひもで縛って出す	ステーション（自治会で指定）	月１回
ダンボール		紙ひもで縛って出す	ステーション（自治会で指定）	月１回
リサイクル衣類		指定袋（記名制）	ステーション（自治会で指定）	隔月１回
牛乳パック		拠点回収	コミュニティセンター	随時
食廃油		拠点回収	コミュニティセンター、役場	月２回
発泡トレー		拠点回収	回収協力店	随時
アルミ缶		拠点回収	町内各所（専用回収箱）	随時

◇図表３－３　町の指定袋の料金（令和５年度）

種類	サイズ	販売価格
焼却ごみ プラマーク類	L　（約４５リットル／枚）	６００円／２０枚（３０円／枚）
	M　（約３０リットル／枚）	３００円／２０枚（１５円／枚）
	S　（約２０リットル／枚）	２００円／２０枚（１０円／枚）
金属・不燃ごみ リサイクル衣類	L　（約４５リットル／枚）	６００円／２０枚（３０円／枚）
	M　（約３０リットル／枚）	３００円／２０枚（１５円／枚）
粗大ごみ収集券	１枚	３００円

◇図表３－４　直接搬入手数料（令和６年度）

種類	搬入先	直接搬入手数料	
焼却ごみ	サンライズクリーンセンター	１５円／ｋｇ	
金属・不燃ごみ	和木町クリーンセンター	軽トラック	２，０００円
粗大ごみ		普通トラック	５，０００円
ガラス類		その他自動車	１，０００円

◇図表３－５　家庭ごみの収集体制（令和５年度）

委託業者数	車両種類	車両台数	従事者数
１業者	パッカー車 ユニック車 ダンプ車	3台 1台 1台	8人

※車両台数、従業者数は登録数であり、実働ではありません。

2 ごみの排出量

（１）現状

本町の年間ごみ排出量は、平成 16 年度の 2,118 トンをピークに減少傾向にあり、令和 4 年度は 1,329 トンとなりました。人口減等を背景に、なだらかに減少を続けています。特に「古紙」は人口減やデジタル化によるライフスタイルの変化等を理由に、「プラマーク類」は容器包装リサイクル法の施行等を背景に、大きく排出量が減少しています。

また、本町では、令和元年度から焼却ごみを岩国市のサンライズクリーンセンターに搬入を開始したことから、草木を主とする埋立ごみの受入れを終了し、代わりにサンライズクリーンセンターで焼却ごみとして受入れを行っています。なお、平成 26 年度に埋立ごみの量が極端に多いのは、平成 26 年に町内で発生した水害に起因する災害廃棄物の埋立を行ったためです。

排出量を住民 1 人 1 日量（以下「1 人 1 日平均排出量」とします。）でみると、平成 25 年度から令和 4 年度の 10 年間において、7%程度の減少となっており、全国的にも排出量が少ない状況にあります。

なお、排出量の 70%程度を占める焼却ごみについて 1 人 1 日平均排出量をみると、430 グラム前後でほぼ横ばいとなっています。

（２）課題

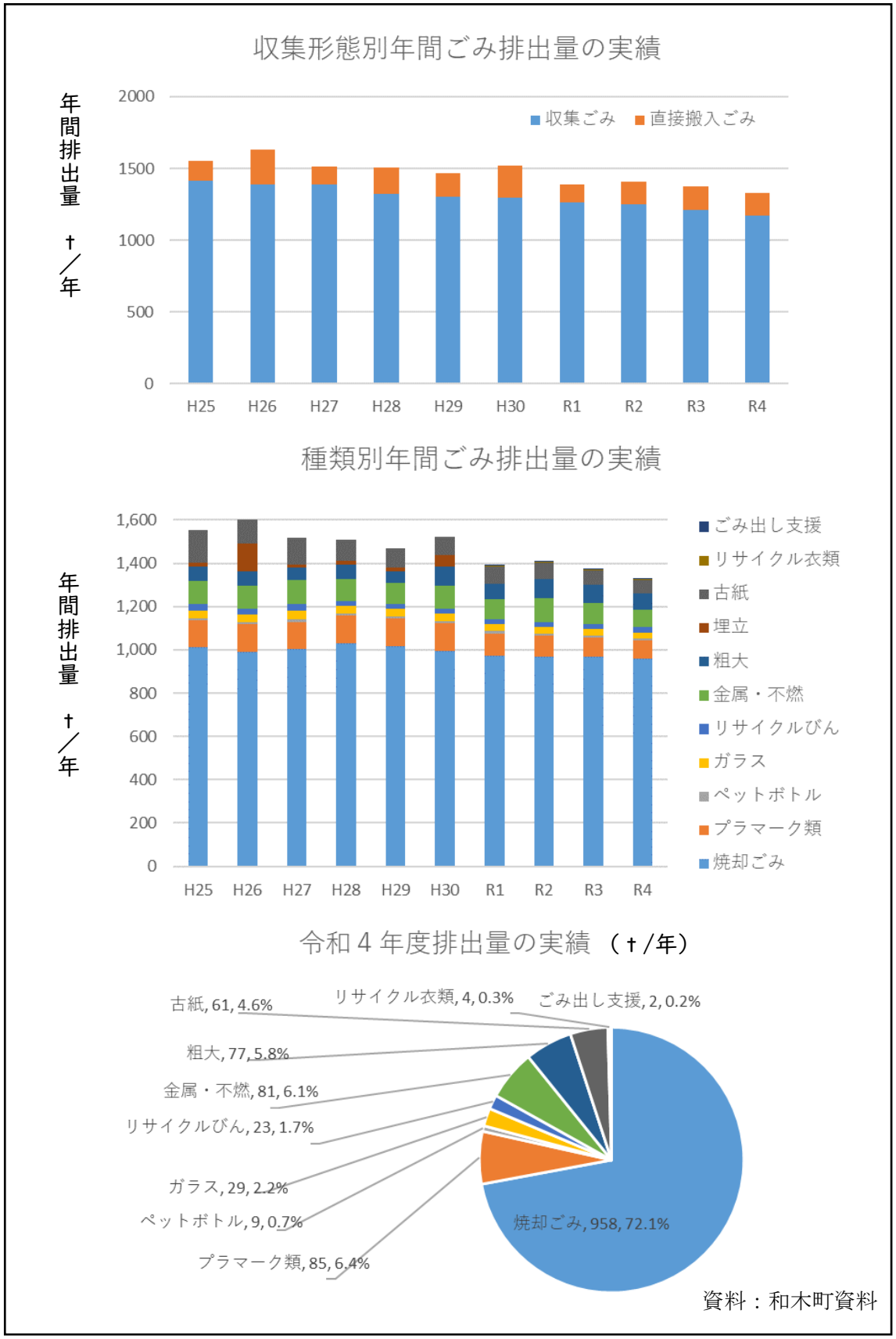
本町のごみ排出量のうち大部分を占める焼却ごみは、長年の住民などのごみ排出抑制の取組により減少したと考えられますが、近年では横ばいとなっています。

焼却ごみは、令和元年度から岩国市に整備されたサンライズクリーンセンターで広域処理を行うことで処理の効率化を図ってきましたが、燃料費や人件費の高騰により、運搬費や処理コストが増加しており、一層のごみ排出抑制が必要です。

※ごみ排出量とは

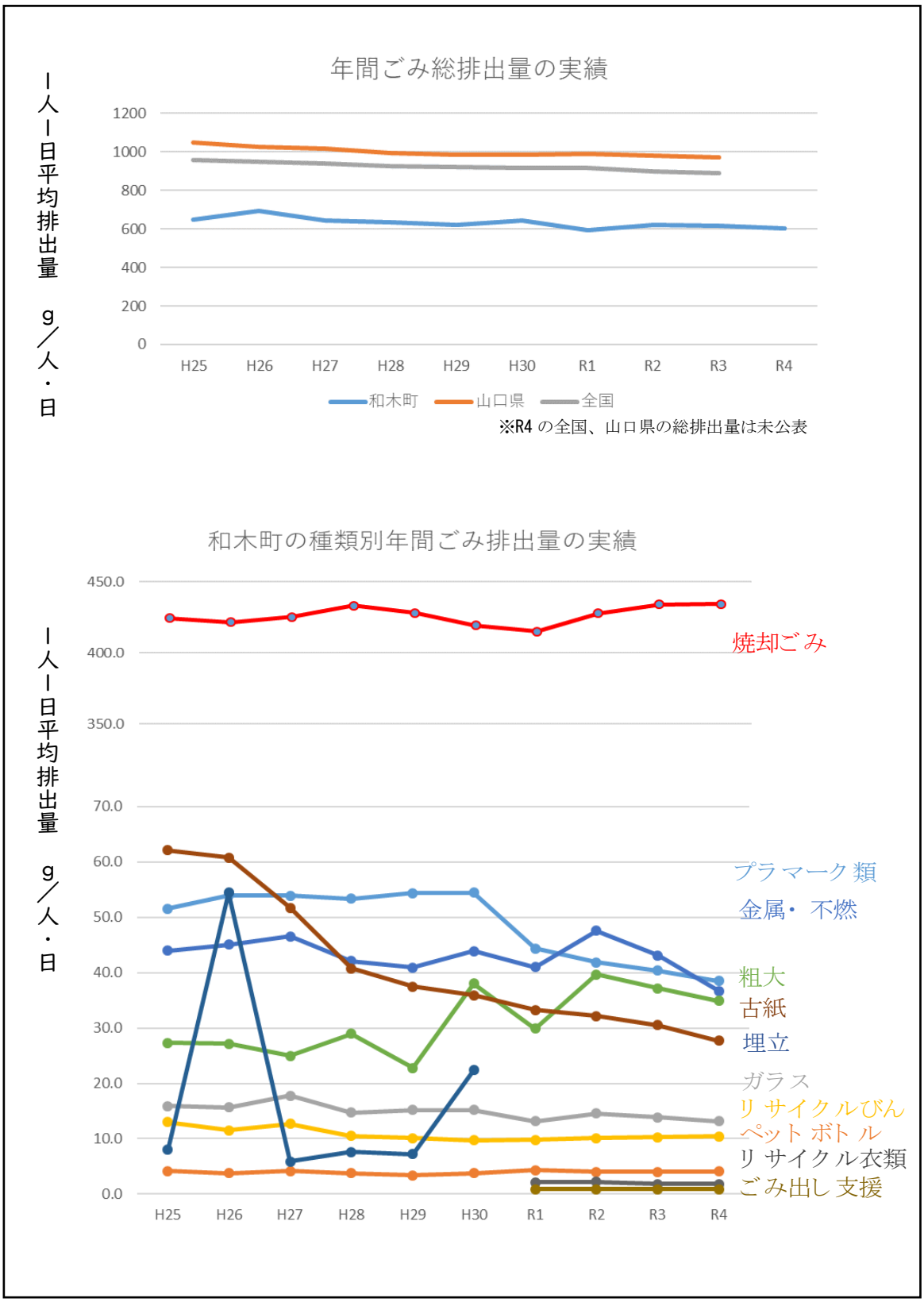
区分	説明
収集ごみ	・家庭から排出され、収集委託業者が収集・運搬するごみのこと。 ・小規模事業者は家庭用ごみ袋を購入して排出している場合がある。
直接搬入ごみ	・排出者自らあるいは本町が許可している収集運搬許可業者に委託して処理施設に搬入するごみのこと。

◇図表３－６　ごみ排出量の実績



資料：和木町資料

◇図表３－７　１人１日平均排出量の実績



資料：和木町資料

3　ごみ処理・処分

①処理・処分体制

（１）現状

本町から排出される焼却ごみの処理は、岩国市に整備されたサンライズクリーンセンターで行っています。その他のごみは、プラマーク類を岩国市リサイクルプラザに委託処理しているほかは、本町において選別・中間処理を行ったうえで民間業者に委託し、リサイクル等の処理を行っています。

◇図表３－８　一般廃棄物処理施設の位置



資料：地理院地図を和木町が加工して使用

◇図表３－９　施設の概要

施設別	焼却施設	資源化施設		最終処分場
施設名	サンライズクリーンセンター	岩国市リサイクルプラザ	和木町クリーンセンター	和木町一般廃棄物最終処分場
所在地	岩国市日の出町2-75	岩国市平田2-12-30	和木町関ヶ浜1040-1	和木町関ヶ浜1025
処理対象	焼却ごみ	プラマーク類	ペットボトル 金属・不燃ごみ 粗大ごみ ガラス類	破砕残渣等
施設規模	160トン／日	59トン／日	3トン／日	60,000㎡
処理方式	ストーカ式	破砕・選別	選別・圧縮	管理型
竣工等	平成31年3月	平成11年4月	昭和46年3月	平成6年3月

（２）課題

サンライズクリーンセンターは、平成 31 年から本稼働しており効果的に運用するには、引き続き適切な維持管理が必要です。

岩国市リサイクルプラザは供用開始から 25 年目を迎えており老朽化への対応に加え、プラスチック資源循環法への対応のため、施設の長寿命化あるいは更新を視野に入れた検討が進められています。本町においても、プラスチック資源循環法の今後を見据え、当該施設の利用について検討していく必要があります。

また、本町の資源化施設や最終処分場を適切に維持管理し、再資源化や埋立物の減量を促進していくことが必要です。

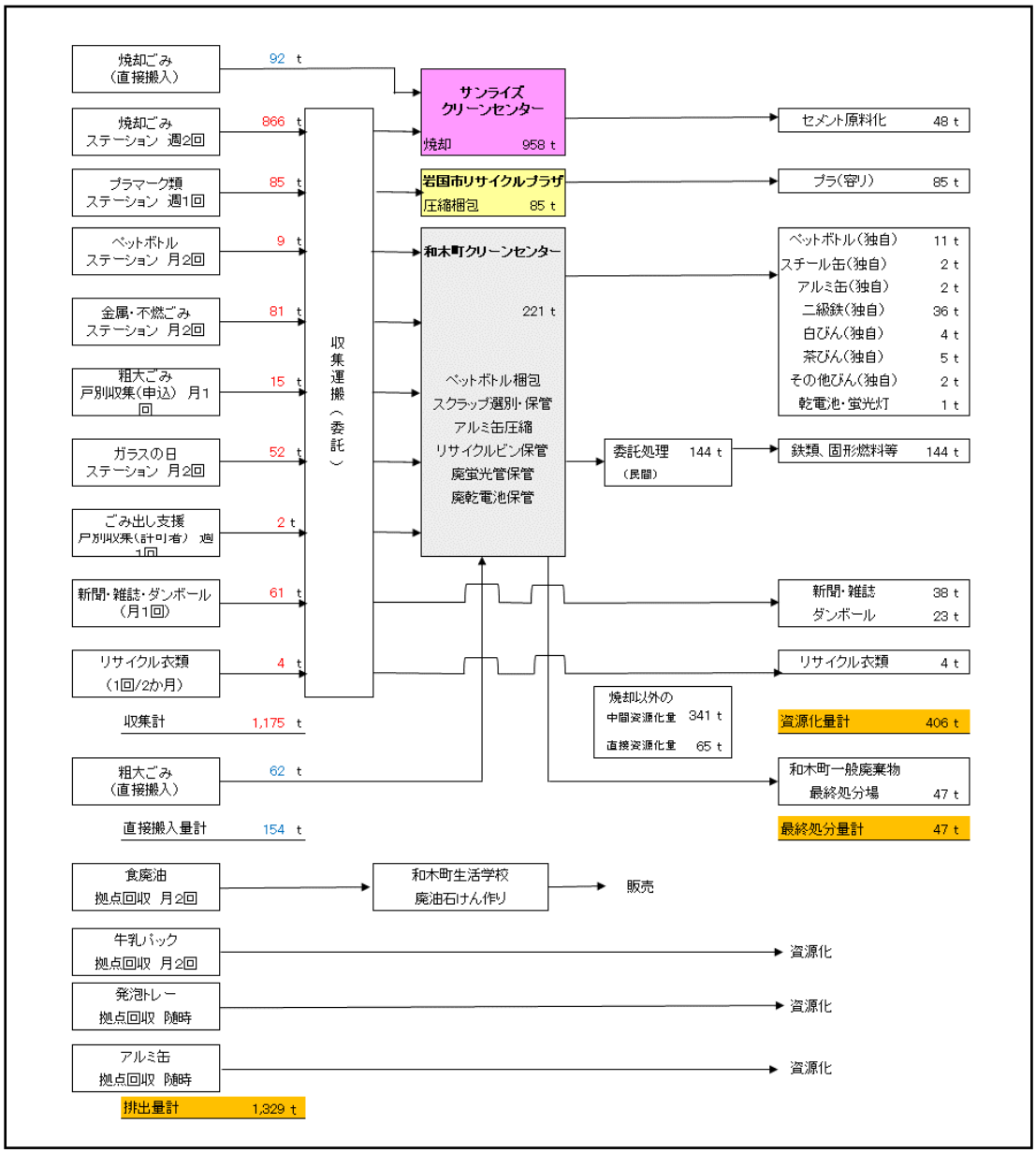
②リサイクル・最終処分

（１）現状

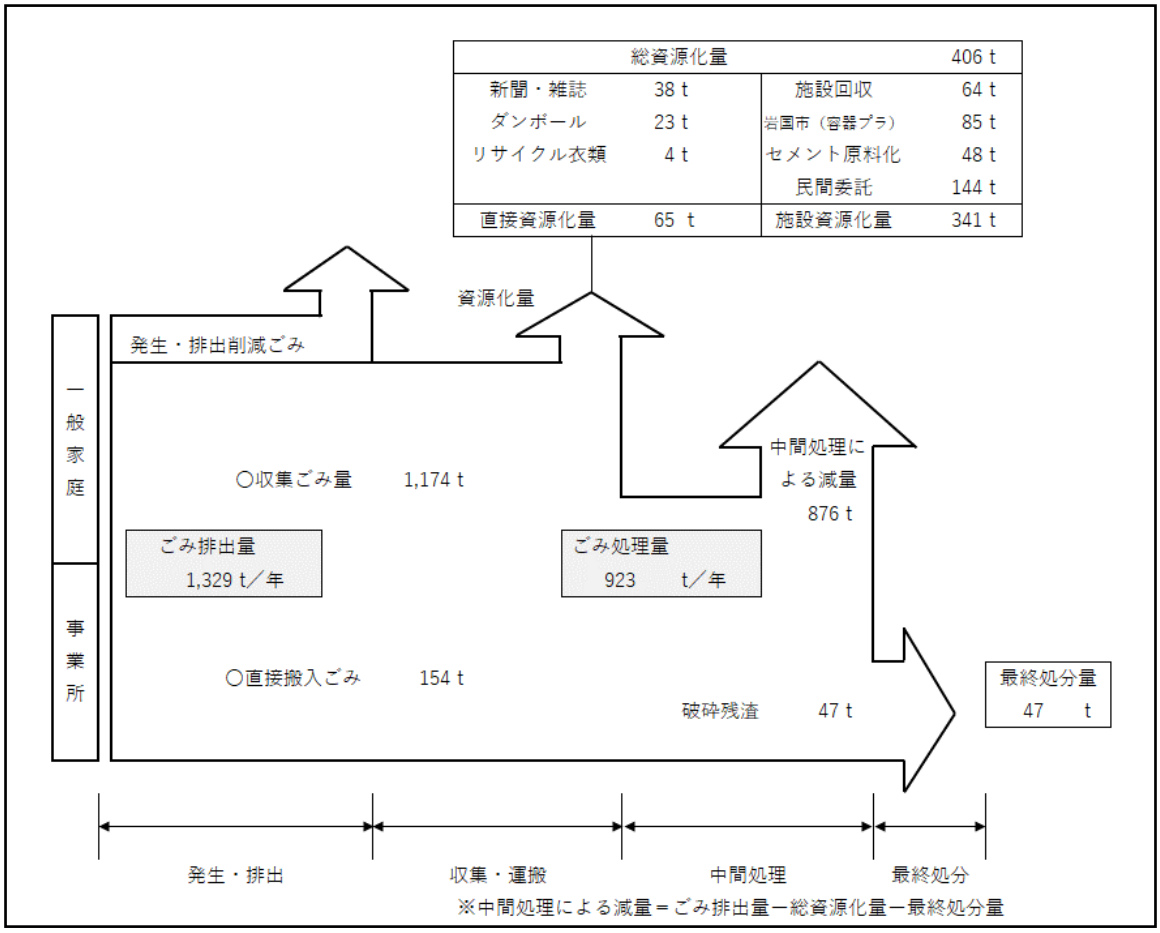
本町で排出されるごみのリサイクルは、拠点回収、資源物の分別収集、さらに処理施設での資源物の回収により行っています。

令和４年度の資源化量は 406 トン／年で、リサイクル率は 30.0％です。最終処分場はガラスくずなどの直接埋立物等であり、令和 4 年度の最終処分量は 47 トン／年、最終処分率は 3.5％です。

◇図表３－１０　処理の流れ（令和４年度）



◇図表３－１１　資源化・減量の流れ（令和４年度）



区分	リサイクル率	最終処分率
本　　町（令和４年度）	30.0%	3.5%
山口県平均（令和３年度）	32.5%	5.2%
全　国平均（令和３年度）	19.9%	8.7%

※リサイクル率は一般廃棄物実態調査による

（２）課題

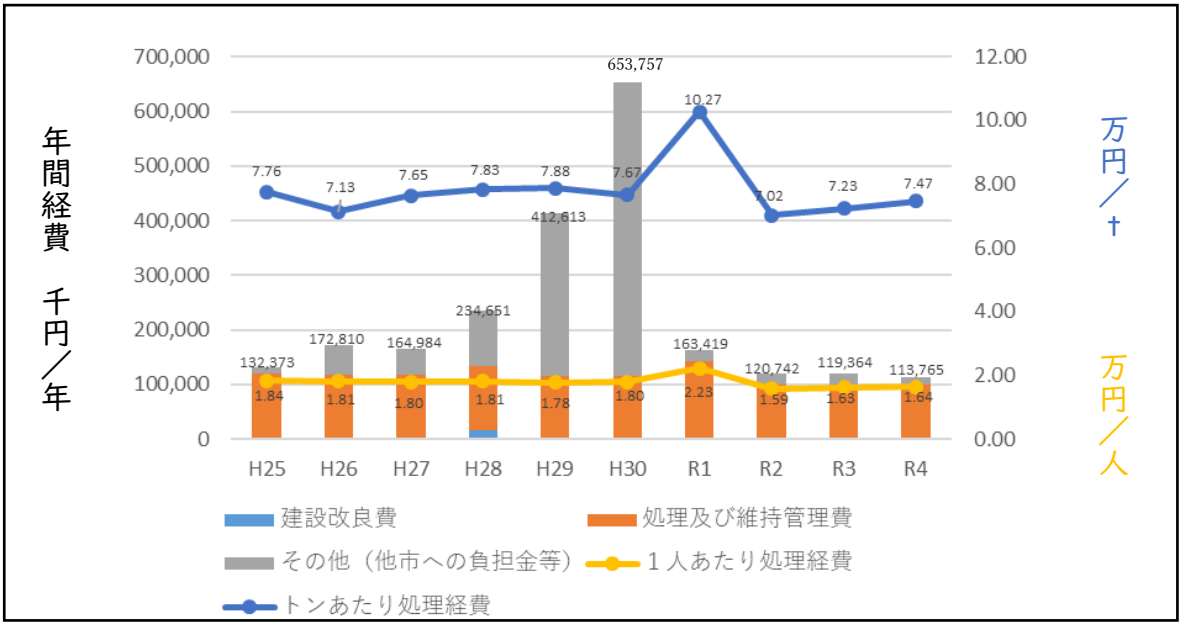
本町のリサイクル率は、全国平均に比べると高い水準にありますが、県平均を下回っており、今後は県平均を上回るよう、リサイクル率の向上を目指す必要があります。

4　ごみ処理経費

（１）現状

本町のごみ処理経費（建設改良費を含む）は、岩国市のサンライズクリーンセンター建設負担金支出のため、平成 30 年度をピークに大きく変動しています。令和元年度から岩国市とサンライズクリーンセンターの共同利用を開始し、処理費用の軽減を図ったものの、ごみ１トンあたりのごみ処理経費は増加傾向にあり、令和４年度において 7.47 万円／ｔです。なお、住民１人あたりごみ処理経費は 1.6 万円／人前後で推移しています。

◇図表３－１２　ごみ処理経費



資料：一般廃棄物実態調査票

（２）課題

今後、プラスチック資源循環法の動向を注視し、長期的な視野で最適な収集処理体制を選択し、ごみ処理経費を削減していくことが必要です。

２．ごみ処理の目標

本町は、「緑の風薫る文化のまち和木町」を将来像として掲げ、安全・安心で快適なまちづくりを目指し、環境衛生対策を推進しています。

本計画の基本方針は、①循環型社会の形成、②３Ｒ活動（Reduse・Reuse・Recycle）の推進、③安全かつ適正に処理できるシステムづくりとします。

基本理念　～安全・安心で快適なまちづくり～

ごみ処理の基本方針

① 循環型社会の形成

循環型社会を形成するには、住民、事業者と行政の協働が不可欠であり、それぞれが役割を認識・明確化し、相互の信頼関係を醸成、廃棄物に関する情報提供等を実施する。

② ３Ｒ活動（Reduce・Reuse・Recycle）の推進

Reduse（排出抑制）	ごみを出さない方法を実践する。また、積極的に行われるよう努める。
Reuse（再使用）	リターナブルびん等繰り返し使える物の積極的使用など繰り返し使うよう努力する。
Recycle（再資源化）	空き缶や紙パックなど資源として再び利用できるものは、優先的に分別し再資源化に努める。

③ 安全かつ適正に処理できるシステムづくり

廃棄物処理やリサイクルにかかる環境負荷、コストを極力削減し、環境にやさしく効率の良い処理システムを推進する。

３．数値目標

１　ごみ処理の実績と既定計画の目標値との比較

平成 25 年度に策定した既定計画では、収集ごみの排出量について、平成 24 年度 1 人 1 日平均ごみ排出量実績値 600.6 グラムに対し、令和 5 年度において約 55 グラム削減の 544.8 グラム、直接搬入ごみの排出量について、平成 24 年度 1 日平均排出量実績値 0.31 トンに対し、0.05 トン削減の 0.26 トンを目標値としていました。

令和 4 年度において、ごみ排出量の実績は収集ごみ 1 人 1 日平均排出量 532.4 グラム、直接搬入ごみは 1 日平均排出量 0.42 トンでした。

収集ごみは目標を達成していますが、一方で、直接搬入ごみはむしろ増加しており、目標値を達成できていない状況にあります。

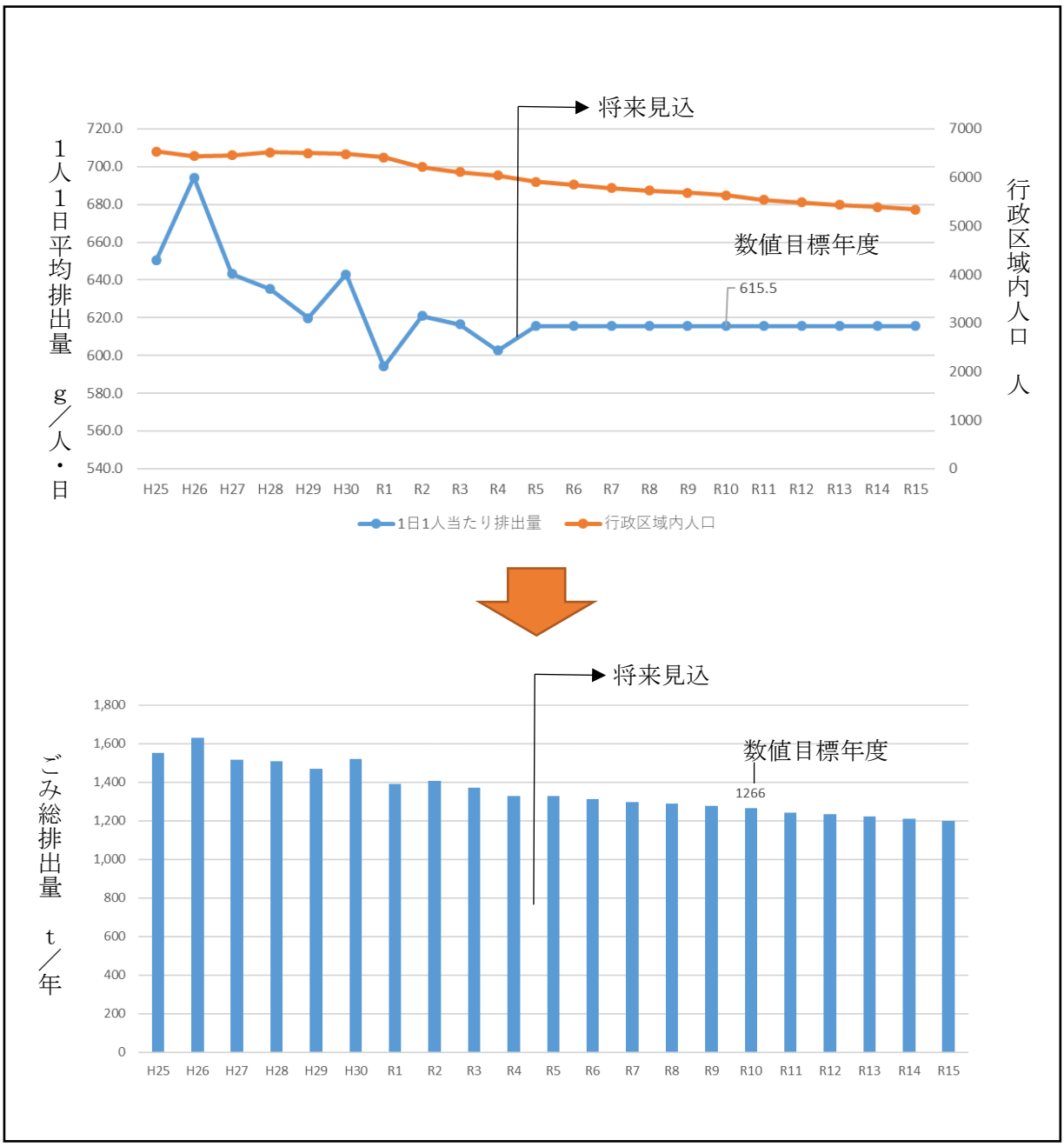
	実績値		規定計画目標
	Ｈ２４	Ｒ４	Ｒ５
収集ごみ 1 人 1 日平均排出量（グラム／人・日）	600.6	532.4	544.8
直接搬入ごみ 1 日平均排出量（トン／日）	0.31	0.42	0.26
ごみ総排出量（収集＋直接搬入） 1 人 1 日平均排出量（グラム／人・日）	647.2	602.7	584.6

２　ごみ排出量の推計

本計画における具体的な数値目標として、最終年度のごみの排出量等を推計します。

ごみの排出量の将来推計方法は、国立社会保障・人口問題研究所が推計した将来人口及び平成 30 年度から 5 年間の実績から算定した推計値とします。

◇図表３－１３　過去５年の実績から算出した将来推計



令和 10 年度において、住民１人１日平均排出量は 615.5 グラムとなる見込みで、年間のごみ総排出量は 1,266 トンとなる見込みです。現状のままでは、人口減少により総排出量は減少するものの、住民１人１日平均排出量の大きな変動はあまり見込めません。

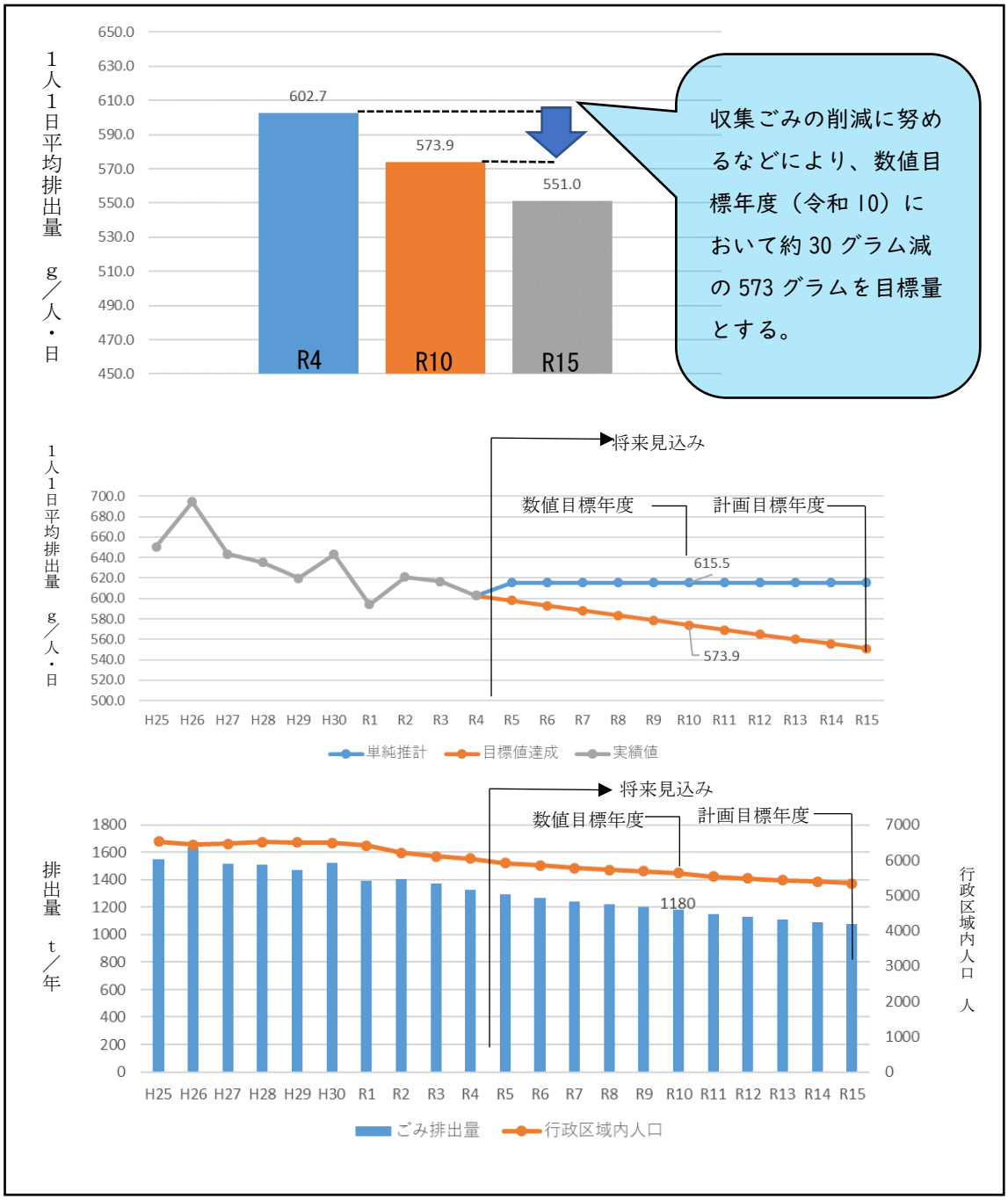
そのため、本計画期間は、町民１人１人がごみの削減に向けた取組を実施し、１人当たりのごみの排出量を減少させることを目指します。

3　数値目標

（１）排出抑制目標

ごみ排出量は、令和４年度に 602.7 グラムであった１人１日平均ごみ排出量を、令和 10 年度において約 30 グラム減の 573 グラムとします。

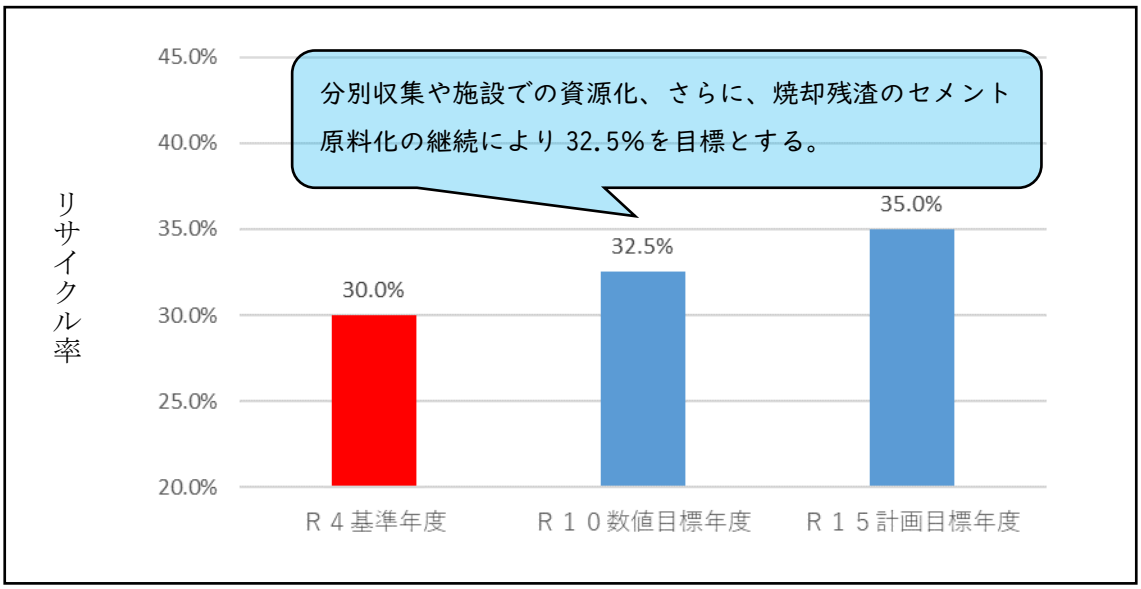
◇図表３－１４　ごみ排出量抑制目標



（２）リサイクル目標

リサイクル目標は、数値目標年度である令和 10 年度において、県平均であるリサイクル率 32.5%を目標とします。

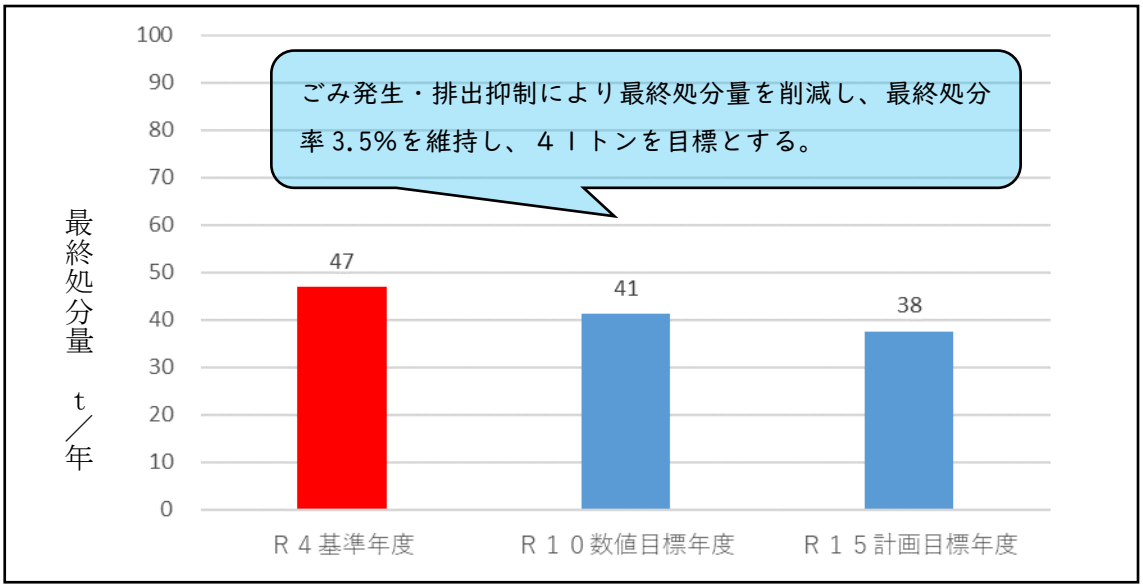
◇図表３－１５　リサイクル目標（リサイクル率）



（３）最終処分目標

最終処分目標は、数値目標年度である令和 10 年度において最終処分率を 3.5%に維持し、年間４１トンを目標とする。

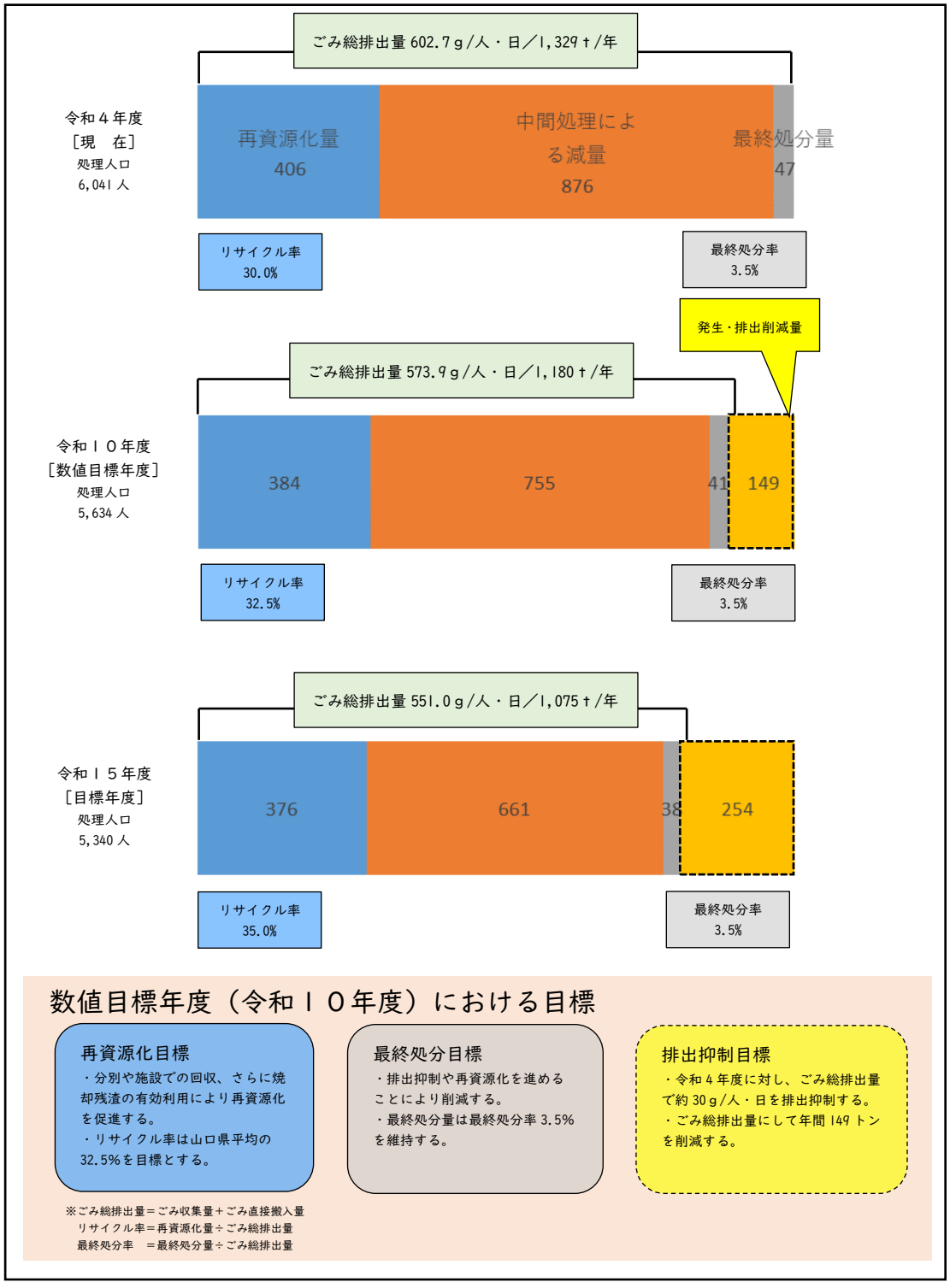
◇図表３－１６　最終処分目標（最終処分量）



（４）総括

数値目標の総括を図表３－１７に示します。

◇図表３－１７　数値目標の総括



4 適正処理に向けた処理・処分量

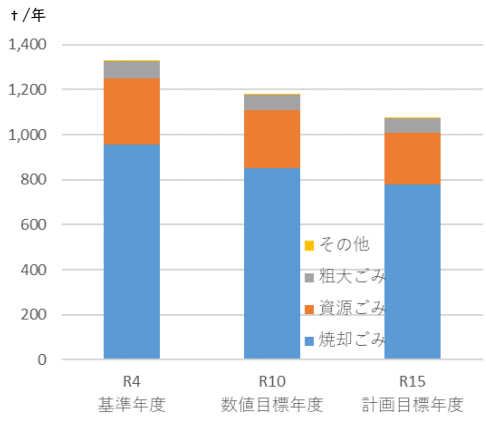
（１）収集・運搬量

令和 4 年度に 1,329 トンであったごみ総排出量を、令和 10 年度において 149 トン減の 1,180 トンとします。

◇図表３－１８　収集・運搬量（収集ごみ）

t/年

	R4 基準年度	R10 数値目標年度	R15 計画目標年度
焼却ごみ	958	853	778
資源ごみ	292	256	232
粗大ごみ	77	69	63
その他	2	2	2
合計	1,329	1,180	1,075



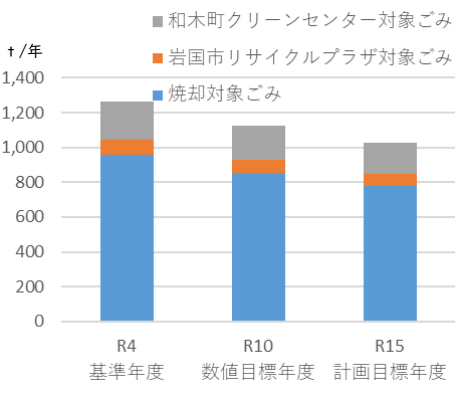
（２）中間処理量

中間処理量は、ごみ排出削減目標の達成により削減され、令和 10 年度に 1,126 トン、令和 15 年度に 1,028 トンと見込みます。

◇図表３－１９　中間処分量

t/年

	R4 基準年度	R10 数値目標年度	R15 計画目標年度
焼却対象ごみ	960	855	780
岩国市リサイクルプラザ対象ごみ	85	75	69
和木町クリーンセンター対象ごみ	219	196	179
合計	1,264	1,126	1,028



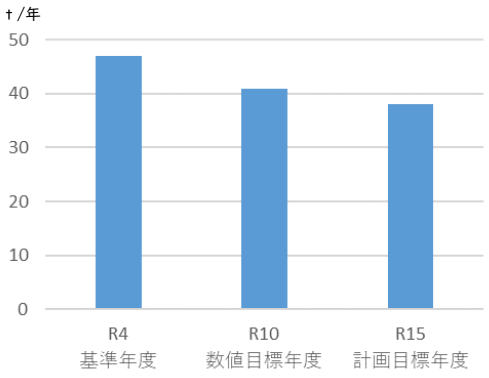
（３）最終処分量

最終処分量は、令和 10 年度に 41 トン、令和 15 年度に 38 トンと見込みます。

◇図表３－２０　最終処分量

t/年

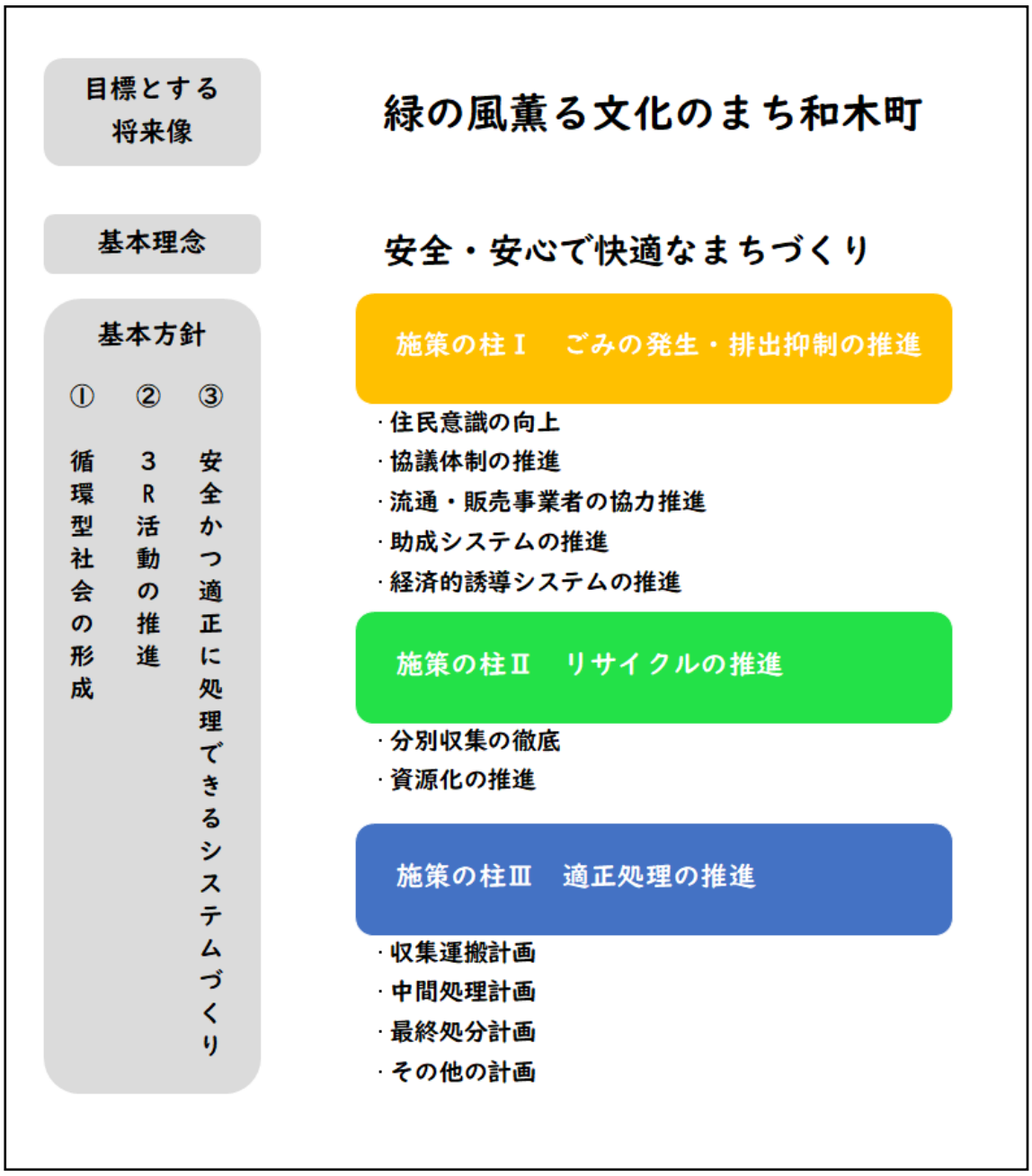
	R4 基準年度	R10 数値目標年度	R15 計画目標年度
直接埋立 （破砕残渣等）	47	41	38



４．計画の体系

本計画では、循環型社会の形成を図り、「緑の風薫る文化のまち和木町」を実現するため、ごみ処理の基本理念、基本方針のもと、今後実施する施策を以下のとおりとします。

◇図表３－２１　計画の体系



５．ごみの発生・排出抑制の推進（排出抑制計画）

ごみの発生・排出抑制は、住民や事業者が積極的に取り組むことが必要です。行政は住民や事業者の取組を支援します。

ごみ発生・排出抑制目標の達成に向けて、具体的に推進する施策は以下のとおりとします。

１　住民意識の向上

環境教育	
・学校や地域社会の場において、ＩＣＴ等を活用した環境教育を推進する。 ・本町の再資源化の取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、住民、事業者に情報提供を行い、ごみ処理の現状認識を深めてもらう。	継続
普及啓発	
・広報誌・ＳＮＳ・ケーブルテレビ・ごみカレンダー等を通じて食品ロス削減に関する情報等を提供し、ごみの排出抑制の啓発を行う。	継続

２　協議体制の推進

和木町快適環境まちづくり住民会議の活用	
・和木町快適環境まちづくり住民会議を通じ、広く意見を求め、より現実的なごみの減量化を推進する。	継続

３　流通・販売事業者の協力推進

簡易包装の推進（マイバッグ運動・レジ袋対策）	
・必要以上の物を買わず余分な物をごみにしない、使い捨て容器入りの製品の代わりに詰め替え用品の購入等を推進する。 ・商工会等を通じて、商店及びスーパーマーケット等の小売店等での包装の簡素化や自主回収を推進する。	継続

4 助成システムの推進

生ごみ処理機（器）補助制度	
・ごみ減量を推進するため、生ごみ処理機の購入者に対する助成事業を継続して行う。 ・生ごみ処理機の有効利用方法等の周知により利用促進を図る。 ■斡旋 ダンボールコンポスター初期用（原価 1,600 円）を 800 円 ダンボールコンポスター通常用（原価 1,000 円）を 500 円 コンポスター（130 型／定価 8,000 円）を 2,500 円 コンポスター（230 型／定価 14,000 円）を 3,900 円 ＥＭ処理容器（15Ｌ／定価 2,500 円）を 1,000 円	継続
ごみステーション維持管理補助金	
・ごみステーションの管理運営、ごみ分別の徹底、減量化の推進にあたっている自治会に、補助金を交付していく。	継続

5 経済的誘導システムの推進

指定ごみ袋制度	
・焼却ごみ等において有料指定袋制度としている。今後も手数料の適正価格の検討を行いながら、指定ごみ袋制度を継続していく。	継続

6．リサイクルの推進（再生利用計画）

ごみのリサイクルは、住民や事業者が自ら再生利用等に積極的に取り組むことが必要です。行政は住民や事業者の取組を支援します。

リサイクル目標の達成に向けて、具体的に推進する施策は以下のとおりとします。

1 分別収集の徹底

環境教育	
・資源ごみの分別を進めるため、分別徹底の必要性について、必要に応じて自治会等に対し、説明会を実施する。	継続
・住民にわかりやすいごみの分別区分、出し方について、町ホームページやアプリ、SNS、ごみカレンダー等を活用し、啓発を図る。	継続

2 リサイクルの推進

廃食油の回収	
・家庭で出た使用済み食廃油は、拠点回収する。 ・回収された食廃油は、「しらうお石鹸」としてリサイクルする。	継続
小型家電製品のリサイクル	
・小型家電製品については、小型家電リサイクル法に基づき、回収・有効利用を図る。	継続
・リネットジャパンリサイクル株式会社と連携協定を締結し、宅配便を活用した小型家電回収システムを活用する。	新規
製品プラスチックの資源化の検討	
・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に伴い、製品プラスチックの資源化について検討する。	新規
焼却灰の有効利用	
・岩国市のごみ焼却施設から発生する焼却灰をセメント原料として有効利用する。	継続

7．適正処理の推進（ごみ処理計画）

ごみの適正処理は、排出段階における排出抑制や分別徹底を住民や事業者が担うほかは、ごみの収集運搬、中間処理、最終処分は、行政が責任をもって行います。

リサイクル目標や最終処分目標の達成に向けて、具体的に推進する施策は以下のとおりとします。

Ⅰ　ごみ処理区域とごみ処理主体

【排出段階】

排出段階におけるごみの排出抑制や再利用、さらには分別徹底については、排出者である住民や事業者が行うものとします。

適正処理の観点からもごみ排出抑制や分別徹底を推進する必要があるため、排出者への支援等については、本町が行うものとします。

【収集・運搬】

収集・運搬は、住民により排出されたごみを受け取るもので、住民との接点であることから、基本的には現状どおり本町が主体となって行うものとします。具体的には委託収集とします。なお、事業系ごみの運搬（搬入）については、原則、事業者自らの責任により行うものとします。

【処理・処分】

ごみの中間処理、最終処分は、高度な公害防止対策が不可欠であるため、本町が責任をもって行うものとします。

また、処理困難物や特別管理一般廃棄物については、製造責任者または排出者の責任において処理・処分を行うものとします。

◇図表３－２２　ごみ処理段階ごとの責任者（処理主体）

<table>
<tr><th>排出者</th><th>ごみ種類</th><th>排出段階</th><th>収集・運搬</th><th>中間処理</th><th>最終処分</th></tr>
<tr><td>住民</td><td rowspan="2">焼却ごみ
プラマーク類
金属・不燃ごみ
ペットボトル
粗大ごみ
リサイクルびん
ガラスの日のごみ
新聞・雑誌
ダンボール
リサイクル衣類</td><td>住民</td><td>和木町</td><td>和木町</td><td>和木町</td></tr>
<tr><td>事業者</td><td colspan="2">事業者</td><td>和木町
（事業者）</td><td>和木町
（事業者）</td></tr>
</table>

注）１．中間処理、最終処分に関する処理主体に民間あるいは岩国市への委託を含む。
　　２．事業者は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとするが、住民が排出するごみの処理に支障がないと認める場合において、中間処理、最終処分を本町が行うものとする。

2　収集運搬計画

収集運搬に関する住民サービスを維持しつつ、効率的な処理が行える収集運搬体制を構築していくものとします。

（1）住民サービスの向上

焼却ごみをごみステーションに長時間置いておくと、カラスや野良猫がごみを散乱させるなど、不衛生となります。計画的な収集運搬に努め、排出されたごみが長時間ごみステーションに滞留しないよう、早期収集運搬を行うなど、住民サービス向上が図れるよう委託業者を指導していくものとします。

令和元年度に高齢者等ごみ出し支援事業、令和５年度にリネットジャパンリサイクル株式会社と宅配便を活用した小型家電回収の連携協定、令和６年度に粗大ごみ等直接搬入のルールを、より住民が利用しやすいように改正するなど、サービス向上を図ってきました。今後もよりよいサービスの確立に向けて検討を行っていきます。

（2）焼却ごみ収集運搬体制の整備

焼却ごみの処理は、岩国市への事務委託となります。そのため、収集・運搬作業にあたっては、施設立地地域に配慮し、交通ルールの順守、車両の清掃等について、委託業者に指導していくものとします。

（3）指定袋制

現在、焼却ごみ、プラマーク類、金属・不燃ごみ、リサイクル衣類の排出は、有料指定袋によるものとしています。今後も、有料指定袋制を継続していくものとし、ごみ排出状況や、ごみ処理経費などを踏まえ、指定袋の金額について検討していくものとします。

（4）収集運搬許可制

ごみの収集運搬は、排出者自らが行うか、本町の収集に出すか、あるいは本町が許可する収集運搬許可業者により行われています。ごみの収集運搬に関する許可は、ごみの排出状況と現在の許可業者の収集運搬状況を考慮し、行うものとしています。

将来のごみ排出量は、本計画においてごみ排出抑制目標を定めて削減していくものとしています。そのため、ごみ収集運搬業に関する不必要な許可は行わないものとします。

3 中間処理計画

本町から排出されるごみは、分別されたごみの再資源化を推進することでマテリアルリサイクルを推進します。

一方で、再資源化できない焼却ごみについては、岩国市との共同処理により、処理過程で発生する熱エネルギーを有効活用することで、サーマルリサイクルを推進し、焼却灰はセメント原料化します。

（1）焼却ごみの適正処理体制

本町の焼却ごみの処理は、岩国市との共同処理体制により適正処理と有効利用を進めています。

焼却ごみの処理を行っているサンライズクリーンセンターでは、発生する熱エネルギーを蒸気の形で回収し、蒸気タービンに供給・発電を行っています。廃棄物を利用した発電は、化石燃料により作られた電力の使用量を削減できるため、温室効果ガスの削減にも寄与しています。余熱の効率的な回収、利用を行うため、分別の徹底や生ごみの水切りなどの啓発をしていくとともに、ごみの搬入を計画的に行うものとします。

（2）プラスチックの適正処理体制

本町のプラマーク類の処理は、岩国市リサイクルプラザで行われていますが、平成 11 年 4 月に供用開始して 25 年が経過し、施設内の各設備の老朽化が進んでいます。

また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に伴い、製品プラスチック（プラマーク類以外）について、資源化の適用に向けて、施設の改修等の検討が行われています。

本町においては、製品プラスチックの資源化の方向性と、当該施設の継続利用について、今後検討していくことが必要となります。

（3）和木町クリーンセンターの維持

和木町クリーンセンターでは、資源ごみについて、選別等を行うことで有効利用の促進と埋立対象物の削減を図っています。

施設は稼働後 50 年以上を経過し、設備の老朽化が懸念されるため、定期的な保守点検による維持管理を行っていくものとします。

4 最終処分計画

本町から排出されるごみの最終処分は、本町の最終処分場において継続的に行っていくものとします。

（1）最終処分場の適正管理

廃棄物最終処分場は、埋立中において廃棄物処理法に基づく維持管理が必要です。よって、今後も法に基づく維持管理を継続して行い、周辺環境の保全に努めます。

今後、埋立の進行とともに中間覆土の施工、締切堰堤の築堤を行っていくものとします。

（2）最終処分場の延命化

最終処分場は一度埋立が終了すると再び使用できないため、有限の施設と位置づけられ、排水を伴うという性格から、新たな施設整備は困難性が高い施設です。

そのため、埋立物は重機による敷均しを行うことで減容化を徹底します。また、これまで埋立対象としていた不燃物残渣のうち、焼却可能なものについては焼却処理を行い、埋立物を削減していくものとします。

なお、和木町一般廃棄物最終処分場は、令和 10 年度末までに計画容量が満杯となる見込みでしたが、焼却灰のセメント資源化や、住民によるごみの減量化、資源化の協力により、埋立実績が計画を大きく下回っています。今後も継続して埋立を行う予定としていることから、埋立期間の延長を申請することとします。

5　その他の計画

ごみの収集から中間処理、最終処分のほか、不法投棄対策等を講じることで環境美化等を推進していくものとします。

（1）不法投棄対策

本町の環境を保全していくためには、ごみの適正排出、処分が必要です。

しかし、ごみとして排出されず、不法投棄により環境が破壊されることも懸念されます。

よって、不法投棄防止に関する啓発を継続するとともに、地域住民の協力を得て、不法投棄をしにくい環境づくりを推進していくものとします。

また、町内の環境と景観を守るための清掃を行う個人ボランティアに対し、ボランティア清掃ごみ袋を交付します。

なお、不法投棄は定期的なパトロール、環境団体、警察等と連携して対策に当たるなどして防止に努めます。

（2）災害廃棄物対策

災害時に多量に発生する廃棄物は、各所で散乱して発生することが多く、早急な撤去が求められます。災害時には「和木町地域防災計画」に従い、適正処理を行っていきます。

また、必要に応じ、山口県、公益社団法人全国都市清掃会議及び関係業界団体を通じて近隣市町、関係業者へも応援を要請し、収集、運搬、処分を行っていくものとします。

（3）在宅医療廃棄物対策

一般家庭から排出されるごみの中には、患者自らが行う医療処置によって発生した注射針などの危険な在宅医療廃棄物が含まれている可能性があります。ごみ処理工程において、注射針がごみ分別作業者に刺さる事故が全国の自治体で報告されており、在宅医療廃棄物による事故を防ぐためにも、医師や医療機関と連携を図り、安全な排出方法を指導してもらうなど、適正な処理を推進していくことが必要です。

具体的には、注射針など危険なものや、感染性のあるものは、医療機関を通じて専門機関による回収とし、その他のものは本町による処理とします。

（４）温暖化防止対策

本町では、地球温暖化防止に向けて、「和木町公共施設地球温暖化対策実行計画（事務事業編)」を策定しました。この計画では、政府実行計画に合わせ、本町の事務・事業を対象に、平成 25 年度を基準年として、令和 12 年度の温室効果ガス（二酸化炭素排出量）を 50.5%削減することを目標値としています。

一般廃棄物処理については、当計画の対象としていませんが、「ごみの減量化」と、本町の焼却ごみを処理しているサンライズクリーンセンターによる「ごみ発電」により温室効果ガスの削減に寄与していくものとします。

第４章　生活排水処理基本計画

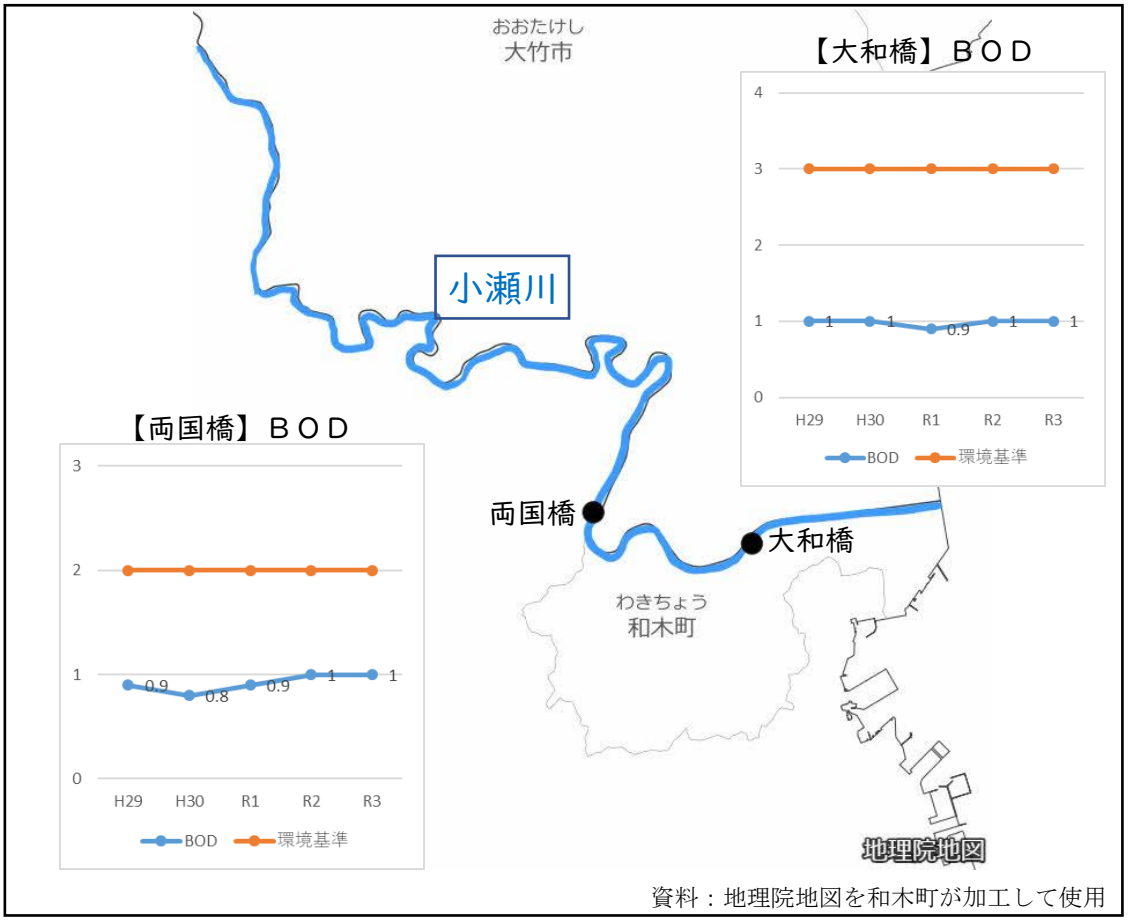
Ⅰ．生活排水処理の現状と課題

Ⅰ　公共用水域の水質

（１）現状

本町と広島県大竹市の間を流れる一級河川小瀬川の河川水質は、有機物汚濁の指標である生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）をみると、環境基準値を下回り、良好な状況にあります。

◇図表４－１　公共用水域の水質



資料：地理院地図を和木町が加工して使用

（２）課題

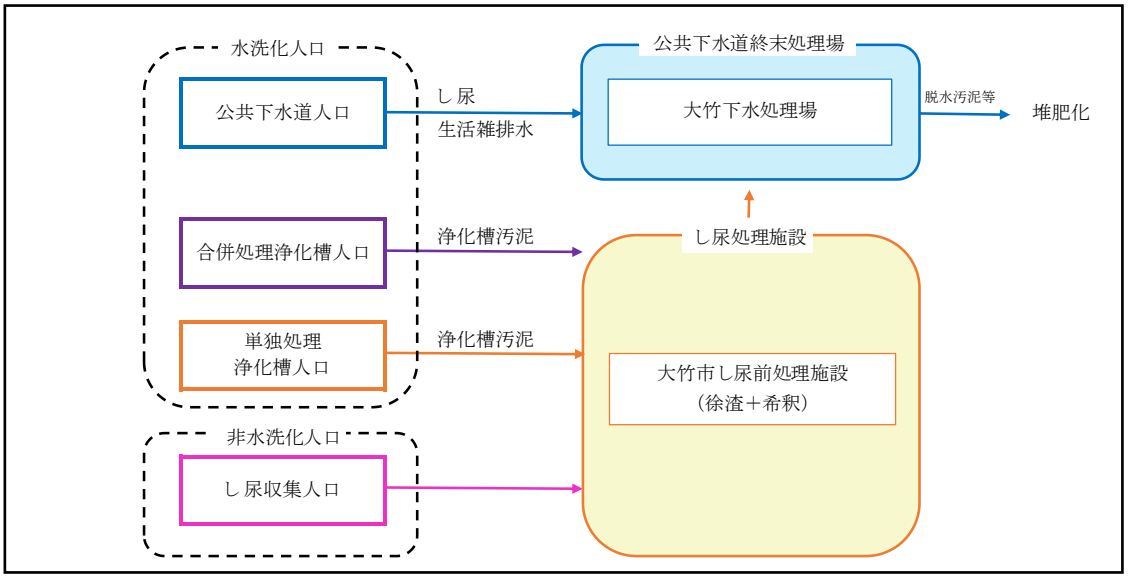
公共用水域の水質は良好な状況にありますが、引き続き小河川等の水質環境を保全していくことが必要です。

2　生活排水処理の流れ

（１）現状

本町で排出される生活排水のうち、台所等の生活雑排水は、公共下水道により処理しています。公共下水道の終末処理は、大竹市の下水処理場により行っています。また、し尿及び浄化槽汚泥は大竹市し尿前処理施設に投入し、前処理した後、公共下水道終末処理場に投入しています。

◇図表４－２　生活排水処理の流れ



（２）課題

本町の生活排水処理は、最終処理を大竹市に委託しており、引き続き大竹市と連携していくことが必要です。

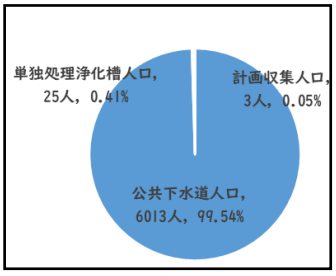
3　生活排水処理形態人口

（１）現状

本町の令和４年度における処理形態別人口は、公共下水道人口が 6,013 人（99.54%）であり、生活排水処理率は 99.54%です。

また、生活雑排水を処理していない計画収集人口並びに単独処理浄化槽人口は、合計 28 人（0.46%）です。

◇図表４－３
処理形態別人口の内訳



（２）課題

本町の生活排水処理は高い実施率ですが、引き続き生活排水処理を推進していくことが必要です。また、浄化槽は定期的な汚泥の引き抜きなど、適正な管理を行わないと機能が発揮できず、河川等に悪影響を及ぼすことが懸念されます。

引き続き、浄化槽の適正管理について、住民啓発、事業者指導等が必要です。

本計画における処理形態別人口は、以下のとおりとします。
- 公共下水道人口　　公共下水道に接続している世帯
- 単独処理浄化槽人口　　単独処理浄化槽を設置している世帯
- 計画収集人口　　汲み取りトイレを設置している世帯

生活排水処理率は、し尿に加え、生活排水（台所の排水等）を処理している人口の割合を示し、以下の算定式で求めます。本町において生活排水処理を行う施設は「公共下水道」です。

$$\text{生活排水処理率（\%）} = \frac{\text{生活排水（し尿・生活排水）を処理している人口}}{\text{計画処理区域内人口（行政区域内人口）}} \times 100$$

4　し尿・浄化槽汚泥排出量と処理体制

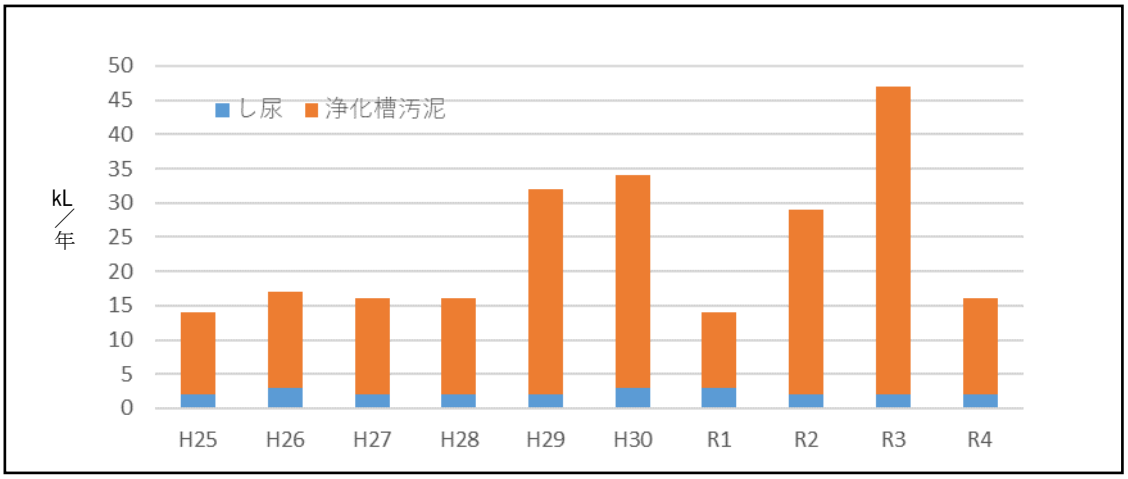
（１）現状

本町内から排出されるし尿・浄化槽汚泥量は、突発的な依頼により増加する年度がありますが、通常約 16kL 前後で推移しています。令和 4 年度の排出量は、し尿 2kL、浄化槽汚泥 14kL、合計 16kL です。

また、事業所から排出されるし尿が 71kL、浄化槽汚泥が 386kL 排出されており、合計すると 457kL となります。

なお、本町のし尿・浄化槽汚泥は委託業者により収集を行い、し尿、浄化槽汚泥の処理は、大竹市のし尿前処理施設で行っています。

◇図表 4-4　し尿・浄化槽汚泥搬出量と処理体制



◇図表 4-5　事業系のし尿・浄化槽汚泥量

t／年

	R2	R3	R4
し尿	67	89	71
浄化槽汚泥	303	317	386
合計	370	406	457

（２）課題

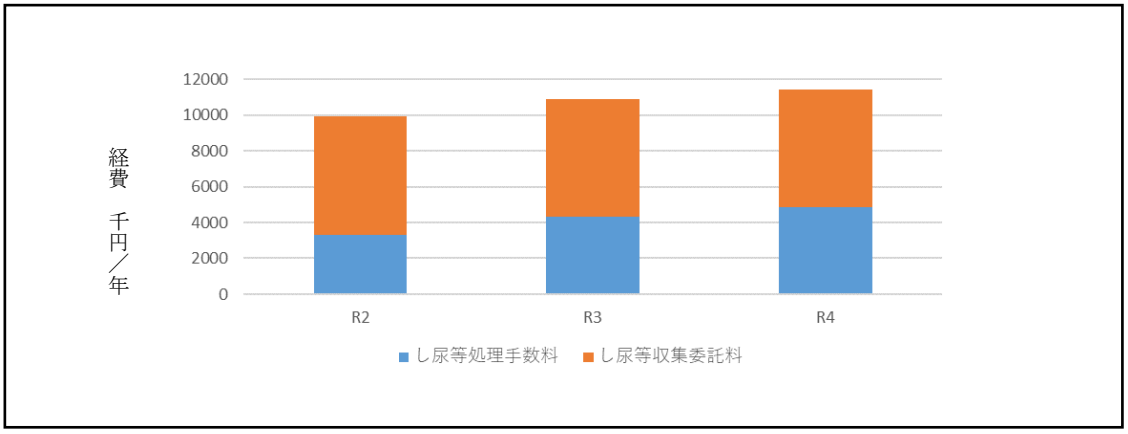
本町のし尿、浄化槽汚泥は処理を大竹市に委託しており、引き続き大竹市と連携していくことが必要です。また、浄化槽については油分を流入させないなど、生活排水の適正排出を行わないと、中間処理の困難性が高くなります。引き続き、浄化槽の適正管理等について、住民啓発、事業者指導等が必要です。

5　し尿処理経費

（１）現状

本町のし尿処理に係る処理及び維持管理費（建設改良費を除く）は、収集委託費と処理費であり、年間 10,000 千円前後です。なお、下水道処理に係る経費（処理負担金）として年間 60,000 千円～70,000 千円（建設改良費を除く）を要しています。

◇図表 4-6　し尿等の処理及び維持管理費



（２）課題

処理は大竹市に委託しており、引き続き大竹市と連携していくことが必要です。

2．生活排水処理の目標

1　基本方針

本町の生活排水処理率は 99.5%と高い水準を達成しています。今後も生活排水処理対策事業を進めるとともに、整備された施設の維持管理を行い、適正処理を継続していくものとします。

生活排水処理の目標は、「公共用水域を保全し、快適な生活環境を整備する」ことを目指すものとします。

2　処理主体

生活排水処理に関する処理主体は、図表 4-7 のとおりとします。し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者により行われるものとします。

◇図表 4-7　生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	和木町
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	和木町

3　処理の目標

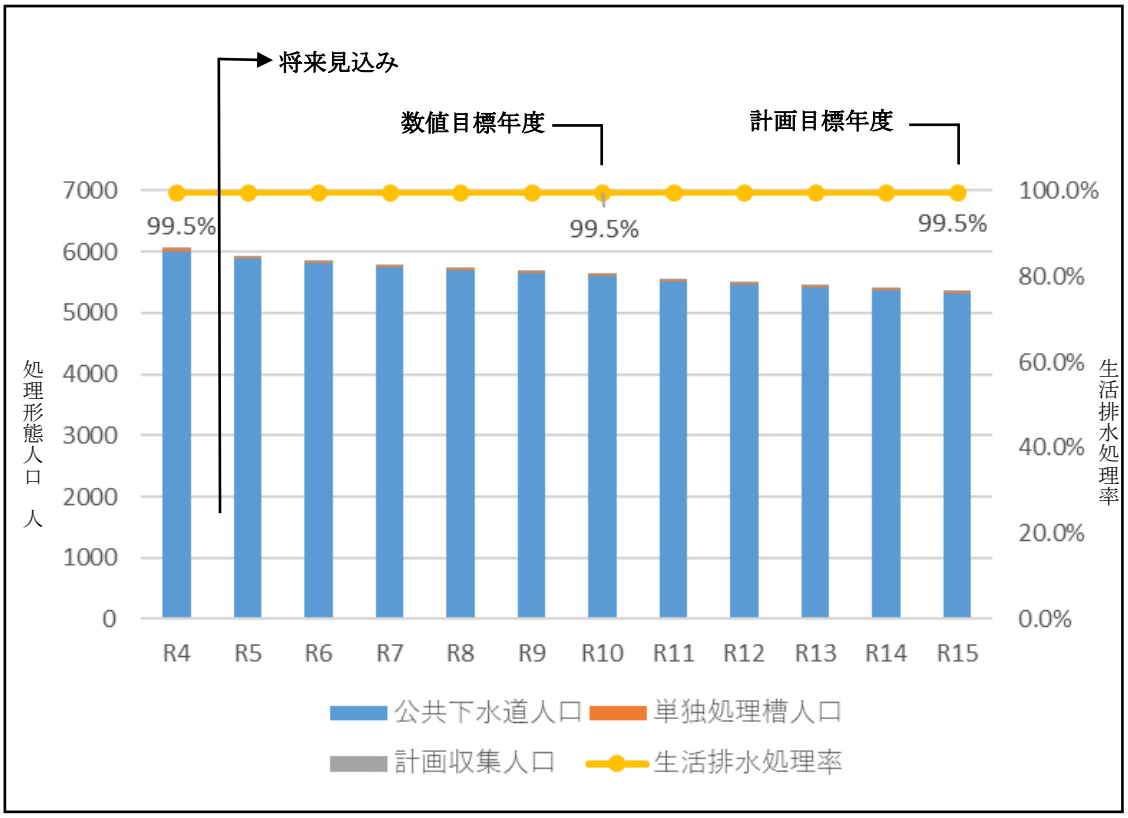
本町の令和 4 年度生活排水処理率は 99.5%と、全国平均 92.9%(R4)と比較して高いレベルです。しかし、し尿収集世帯や単独浄化槽設置世帯から未処理で排出される生活雑排水も残るため、引き続き生活排水処理を推進し、終局的には生活排水処理率 100%を目指すものとします。

なお、本計画の数値目標年度である令和 10 年度、目標年度である令和 15 年度の生活排水処理率は 99.5%となる見込みです。

◇図表 4-8　生活排水処理の目標

	現在 （令和4年度）	数値目標年度 （令和10年度）	計画目標年度 （令和15年度）
生活排水処理率	99.5%	99.5%	99.5%
行政区域内人口（計画処理区域内人口）	6,041	5,759	5,458
水洗化・生活雑排水処理人口（生活排水処理人口）	6,013	5,731	5,430

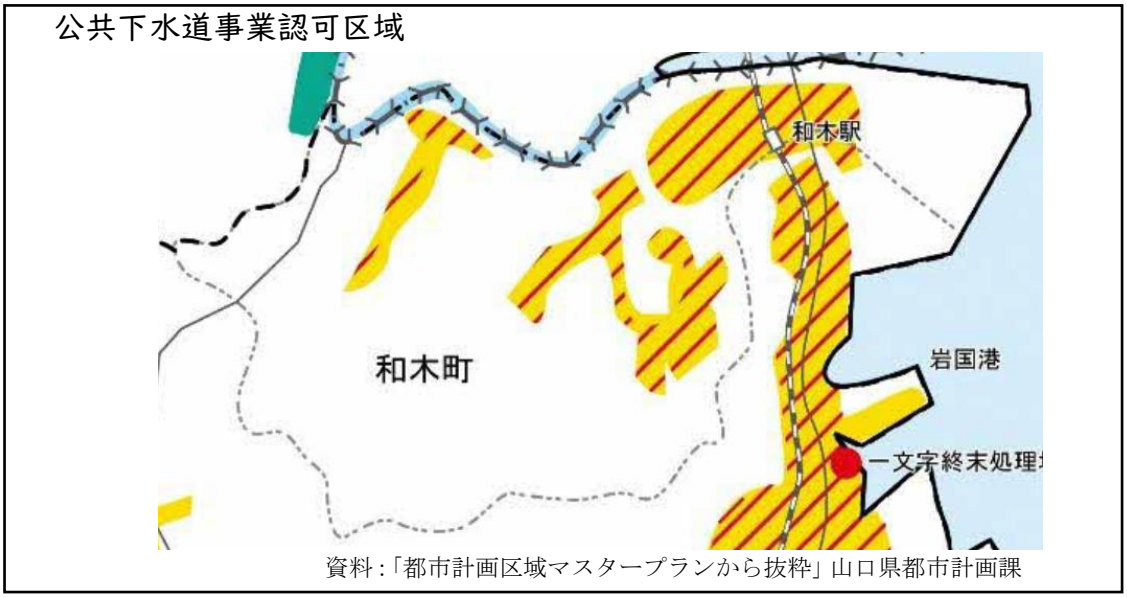
◇図表 4-9　処理形態別人口の将来見込



4　生活排水処理区域

生活排水を処理する区域は図表 4-10 のとおりです。集合処理方式である公共下水道以外の区域は、基本的に合併処理浄化槽を普及する区域とします。

◇図表 4-10　生活排水処理区域



資料：「都市計画区域マスタープランから抜粋」山口県都市計画課

３．生活排水処理計画

Ⅰ　生活排水処理施設整備計画

（１）公共下水道

公共下水道整備は終了しており、令和４年度の水洗化率はほぼ 100％です。

◇図表 4-11　公共下水道の現状

処理区域	排水面積	処理区域内の地名	処理方式	摘要
和木１分区	29.79	和木1,2,3,4丁目の一部 和木5丁目、和木6丁目の一部	分流式	昭和51年度完成
和木２分区	45.70	和木1,2,3,4丁目の一部	合流式	
瀬田１分区	25.92	瀬田1,2丁目の一部	分流式	昭和56年度完成
関ヶ浜分区	19.14	関ヶ浜1丁目、2丁目	分流式	
瀬田２分区	5.80	瀬田3丁目	分流式	昭和63年度完成
瀬田３分区	26.3	蜂ヶ峯総合公園	分流式	平成12年度完成
瀬田４分区	11.47	瀬田4丁目	分流式	
合計	164.29	-	-	達成率100％ 和木町の全汚水は、 大竹処理場で処理

資料：和木町総合計画

（２）合併処理浄化槽

本町では、単独処理浄化槽や汲み取りトイレを設置している世帯（人口）は合計 28 人で、山間地域の世帯です。現在、合併処理浄化槽設置に関する助成の要望はほとんどなく、補助事業による整備は行っていません。

ただし、設置に関する支援等について要望がある場合には、支援策について検討するものとします。

2　生活排水の適正処理

（１）家庭での取組推進

海や川などの公共用水域の環境を保全するため、広報やちらし等により、水にやさしい生活を送るための情報について広く提供していきます。

また、地域学習や環境教育の場において水環境の現状を理解してもらうため、担当職員の派遣等を行い、家庭等における取組を推進していくものとします。

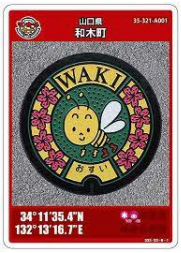


（資料：「生活排水読本」）環境省

（２）水洗化の普及・啓発

単独処理浄化槽の世帯に対し、合併処理浄化槽への転換を啓発していくものとします。

マンホールカードをアイテムに、下水道への関心を高めてもらえるよう啓発します。





（３）浄化槽の適正管理

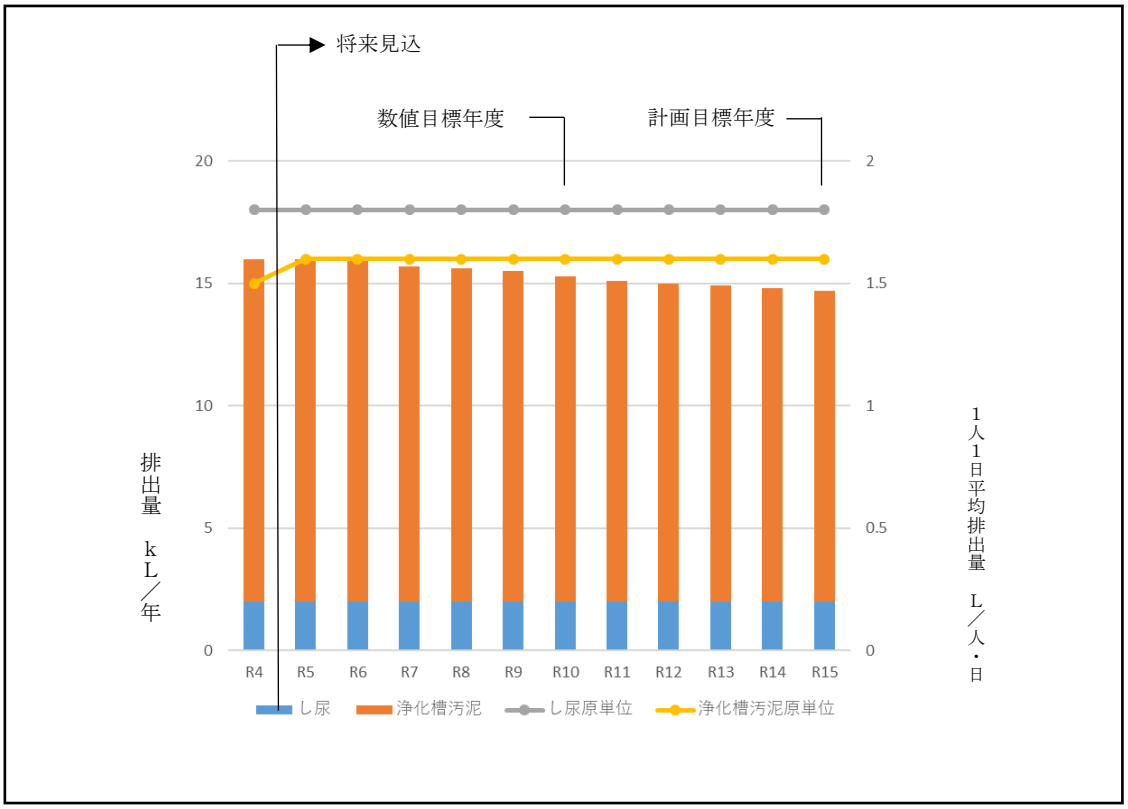
浄化槽の保守点検や清掃等の必要性について説明を行い、浄化槽の適正管理を推進します。

４．し尿・浄化槽汚泥の処理計画

１　処理するし尿・浄化槽汚泥量

将来のし尿及び浄化槽汚泥量は、いずれも同レベルで推移するものと見込んでいます。また、事業所等のし尿や浄化槽汚泥の排出量も変化なしと見込みます。

◇図表 4-12　し尿・浄化槽汚泥の将来見込み量



◇図表 4-13　事業所等から排出されるし尿・浄化槽汚泥の将来見込み量

t／年

	現在 （令和4年度）	数値目標年度 （令和10年度）	計画目標年度 （令和15年度）
し尿	71	71	71
浄化槽汚泥	386	386	386
合計	457	457	457

2　排出抑制計画

浄化槽の管理を行う住民、事業者に対し、浄化槽に関する正しい知識をもってもらい、さらに、業者は正しく汚泥を引き抜くことで不必要な汚泥の排出を抑制するものとします。

3　収集・運搬計画

本町では、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は許可業者が行っています。今後も引き続き現体制により行うものとします。

4　中間処理計画等

本町から排出されるし尿、浄化槽汚泥は、大竹市への委託処理としています。大竹市と連携し、適正処理を推進していくものとします。

5．その他の計画

1　災害廃棄物計画

災害時に避難所等で発生するし尿等は、衛生面からも早急な収集が必要であり、その処理体制を構築する必要があります。災害時に発生するし尿等は、「地域防災計画」に従い適切に処理を行っていきます。また、必要に応じ、山口県、近隣市町、関係業者へも応援を依頼し、し尿等の収集、運搬、処分を行うものとします。そのため、関係機関との連携を図っていくものとします。

2　諸計画との連携

公共下水道計画等、地域の生活排水関連施設整備計画との整合を図り、これらの計画の見直しがあった場合は、本計画への影響等を整理・検討し、必要な対策を講じていくものとします。

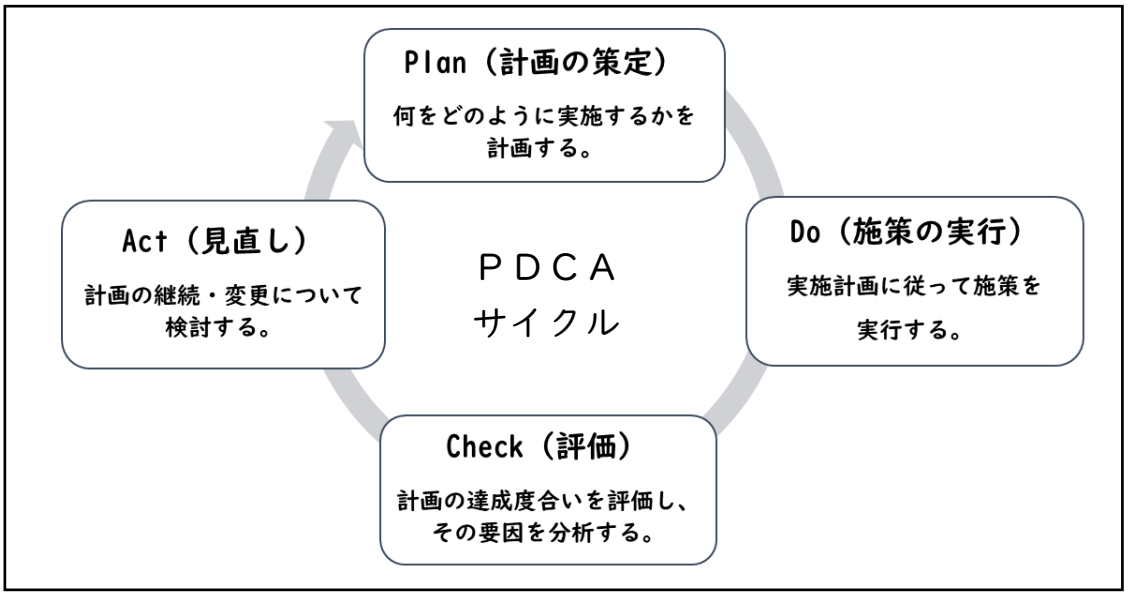
第５章　計画の進行管理

１．計画の進行管理

本計画を確実に実施していくためには、取組の状況や目標状況などを定期的にチェック・評価し、もって必要な追加施策等を講じていくことが必要です。

そのため、ＰＤＣＡサイクルにより、継続的に管理していくものとします。

◇図表 5-1　計画の進行管理手法



２．進行管理指標

本計画に示した施策、事業を着実に実施・推進するため、毎年度ごみの処理状況を取りまとめます。

計画の進行管理のための指標（案）は図表 5-2 のとおりとし、目標値に対する進捗率などを毎年確認し、計画の進行状況を把握します。

◇図表 5-2　計画の進行管理指標（案）

ごみ１人１日平均排出量	（総ごみ排出量÷365日÷行政区域内人口）
リサイクル率	（リサイクル率÷総ごみ排出量）
最終処分量	
生活排水処理率	（生活排水処理人口÷行政区域内人口）